

大船渡市 総合計画2021 後期基本計画

ともに創る やすらぎに包まれ
活気あふれる 三陸のにぎわい拠点 大船渡

2026 → 2030

- 大綱1 豊かな市民生活を実現する産業の振興
- 大綱2 安心が確保されたまちづくりの推進
- 大綱3 豊かな心を育む人づくりの推進
- 大綱4 潤いに満ちた快適な生活環境の創造
- 大綱5 やすらぎある安全なまちづくりの推進
- 大綱6 自然豊かな環境の保全と創造
- 大綱7 新たな時代を切り拓く行政経営の確立



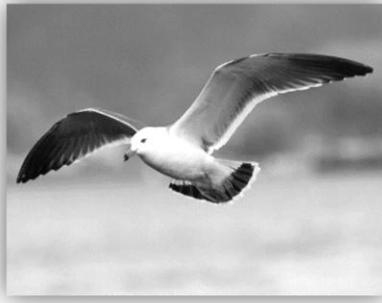
市章

美しい山々と豊かな海に囲まれたまち、大船渡。市章は、大船渡の「大」の字を波と山でデザイン化しました。

(昭和27年12月25日告示第32号)



市の花 つばき



市の鳥 うみねこ



市の木 まつ

◇大船渡市民憲章◇

(昭和58年6月1日制定)

わたくしたちの大船渡市は、三陸の美しい自然のなかで、先人のたゆまぬ努力により、恵まれた港を中心に発展してきたまちです。

わたくしたちは、このかけがえのないふるさとを受けつぎ、市民としての自覚と誇りをもって、明るく豊かな未来をひらくため、ここに市民憲章を定めます。

わたくしたちは

- I 学ぶ心を大切に、香り高い文化のまちをそだてます。
- I 働く喜びをもち、健康で活気あるまちづくりにはげみます。
- I 明るい家庭をつくり、希望と安らぎのあるまちをきずきます。
- I 社会のきまりを守り、安全で住みよいまちづくりをめざします。
- I 恵まれた自然を生かし、海と緑の美しいまちをつくります。

あいさつ

当市はこれまで、東日本大震災を始めとする自然災害、更には昨今の新型コロナウイルス感染症など幾多の困難を乗り越えながら、その経験と教訓を地域の力に変えて、未来に希望をつなぐまちづくりを進めてまいりました。



令和7年2月には、大規模林野火災という試練に直面しましたが、市内外からの大変大きな御支援を糧に、市民や事業者、行政などが力を合わせ、「オール大船渡」で被災森林の復旧のほか、暮らしの再建やなりわいの再生に向けた取組を着実に進めているところであります。

当市を取り巻く社会環境は、価値観の多様化やデジタル化の急速な進展など大きく変化し、物価高騰や激甚化傾向にある災害リスクへの対応などの新たな課題も顕在化しております。

特に、当市のような地方都市において、重要度と緊急度がより高まっている課題が、「人口減少と少子高齢化」への対応であります。

この非常に大きな課題に対峙するためには、行財政環境が厳しい状況下においても、「持続可能」と「発展」の双方に資する施策を効果的・効率的、かつ、積極果敢に展開しなければなりません。

このことから、市政に関わる多くの皆様とこうした認識を共有し、希望ある地域社会を築くための確かな道筋を示すため、令和8年度からの5年間を見据えた「大船渡市総合計画2021後期基本計画」を策定いたしました。

前期基本計画で培った成果を礎として、新たな歩みを積み重ねながら、市民の皆様と心を一つに、柔軟な発想と確かな行動で施策を展開してまいりますので、関係各位におかれましては、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、御審議を重ねていただきました大船渡市総合計画審議会委員の皆様を始め、御意見、御提言をいただきました多くの方々に深く感謝申し上げます。

令和8年3月

大船渡市長 淵 上 清

目次

大船渡市総合計画2021後期基本計画

大綱 1 豊かな市民生活を実現する産業の振興	11
施策 1 地域活力を担う水産業の振興.....	12
施策 2 地域特性を生かした農林業の振興.....	14
施策 3 にぎわいあふれる商業・観光の推進.....	16
施策 4 地域経済を支える地場企業の振興.....	18
施策 5 雇用の創出と安定.....	20
大綱 2 安心が確保されたまちづくりの推進	23
施策 6 とともに支え合う地域づくりの推進.....	24
施策 7 子ども・子育て支援の充実.....	26
施策 8 生涯にわたる健康づくりの推進.....	28
施策 9 地域福祉の充実.....	30
大綱 3 豊かな心をはぐくむ人づくりの推進	33
施策10 学校教育の充実.....	34
施策11 生涯学習の推進.....	36
施策12 生涯スポーツの振興.....	38
施策13 地域の歴史・文化資源の継承.....	40
大綱 4 潤いに満ちた快適な生活環境の創造	43
施策14 適正な土地利用の推進.....	44
施策15 良好な生活空間の創造.....	46
施策16 交通・港湾物流ネットワークの充実.....	48
大綱 5 やすらぎある安全なまちづくりの推進	51
施策17 自然災害対策の推進.....	52
施策18 市民生活に身近な安全の確保.....	54
大綱 6 自然豊かな環境の保全と創造	57
施策19 生活環境の保全.....	58
施策20 自然環境の保全.....	60
施策21 廃棄物処理対策の推進.....	62
大綱 7 新たな時代を切り拓く行政経営の確立	65
施策22 市民参画の拡充.....	66
施策23 質の高い行財政運営の推進.....	68
施策24 広域・大学連携の推進.....	70
資料編	73

将来都市像	施策の大綱 (政策)	施策
<p>ともに創る やすらぎに包まれ 活気あふれる 三陸のにぎわい拠点 大船渡</p>	<p>1 豊かな市民生活を実現する産業の振興</p>	<p>1 地域活力を担う水産業の振興 2 地域特性を活かした農林業の振興 3 にぎわいあふれる商業・観光の推進 4 地域経済を支える地場企業の振興 5 雇用の創出と安定</p>
	<p>2 安心が確保されたまちづくりの推進</p>	<p>6 ともに支え合う地域づくりの推進 7 子ども・子育て支援の充実 8 生涯にわたる健康づくりの推進 9 地域福祉の充実</p>
	<p>3 豊かな心を育む人づくりの推進</p>	<p>10 学校教育の充実 11 生涯学習の推進 12 生涯スポーツの振興 13 地域の歴史・文化資源の継承</p>
	<p>4 潤いに満ちた快適な生活環境の創造</p>	<p>14 適正な土地利用の推進 15 良好な生活空間の創造 16 交通・港湾物流ネットワークの充実</p>
	<p>5 やすらぎある安全なまちづくりの推進</p>	<p>17 自然災害対策の推進 18 市民生活に身近な安全の確保</p>
	<p>6 自然豊かな環境の保全と創造</p>	<p>19 生活環境の保全 20 自然環境の保全 21 廃棄物処理対策の推進</p>
	<p>7 新たな時代を切り拓く行政経営の確立</p>	<p>22 市民参画の拡充 23 質の高い行財政運営の推進 24 広域・大学連携の推進</p>

基本事業

①持続可能な漁業の推進 ②漁業経営の安定支援 ③水産加工・流通機能の強化

①魅力ある農業の推進 ②林業の活性化

①活気あふれる商業地の形成支援 ②滞在型観光の推進 ③観光宣伝の充実 ④特産品の販売力強化と販路拡大 ⑤都市間連携・交流の推進

①地場企業の育成・経営支援 ②新産業の創出と起業支援の充実

①新しい働く場と人材の確保 ②地場企業人材の育成

①地区と行政との協働によるまちづくりの推進 ②人権意識の啓発 ③男女共同参画の促進 ④相互支援の啓発と普及
⑤青少年健全育成の推進 ⑥若者の活躍の場や交流機会の創出

①子どもの心身の健やかな成長支援 ②子育て支援環境の充実

①健康づくり活動の推進 ②地域医療の充実

①障がい者（児）支援の充実 ②高齢者支援の充実 ③生活困窮者の自立支援

①確かな学力の育成 ②豊かな心の育成 ③健やかな体の育成 ④教育環境の充実 ⑤学校と家庭・地域との協働の推進

①学習環境の充実 ②学習機会の拡充 ③学習活動の促進

①スポーツ環境の整備・充実 ②スポーツ・レクリエーション活動の推進

①文化財の保存と活用 ②伝統文化の継承

①土地利用の適正な規制と誘導 ②未利用地の活用の促進

①生活道路の整備 ②水道の更新と水の安定供給 ③良質な住環境の整備 ④公園・緑地の整備 ⑤情報通信基盤の整備促進

①幹線道路網の整備促進 ②港湾の整備促進 ③港湾取扱貨物の確保 ④公共交通網の整備

①地震・津波等対策の推進 ②地域防災体制の強化 ③防災施設の整備促進

①消防体制の充実 ②交通安全対策の推進 ③防犯対策の推進 ④消費者の自立支援

①地域環境保全の推進 ②環境に配慮した生活の推進

①河川・湾内の水環境保全 ②自然環境保全活動の推進

①ごみ減量化とリサイクルの推進 ②廃棄物の適正処理

①市政への参画機会の拡充 ②広聴・広報活動の充実

①効率的・効果的な行政運営の推進 ②健全な財政運営の推進

①広域連携の推進 ②大学等との連携の推進

大船渡市総合計画 2021

後期基本計画

- 大綱 1 豊かな市民生活を実現する産業の振興
- 大綱 2 安心が確保されたまちづくりの推進
- 大綱 3 豊かな心を育む人づくりの推進
- 大綱 4 潤いに満ちた快適な生活環境の創造
- 大綱 5 やすらぎある安全なまちづくりの推進
- 大綱 6 自然豊かな環境の保全と創造
- 大綱 7 新たな時代を切り拓く行政経営の確立

大綱 1

豊かな市民生活を実現する産業の振興

- 施策 1 地域活力を担う水産業の振興
- 施策 2 地域特性を生かした農林業の振興
- 施策 3 にぎわいあふれる商業・観光の推進
- 施策 4 地域経済を支える地場企業の振興
- 施策 5 雇用の創出と安定

施策1 地域活力を担う水産業の振興



1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
漁業者	所得を増やす	水産業総生産額(市民所得推計)	百万円	4,045 (R3)	4,728 (R4)	5,100 (R10)

注) 成果指標は計画期間を通じて原則固定。ただし、社会情勢の変化等により妥当性が著しく損なわれる場合には、見直しを検討。以下同様。
 注) 統計データによる目標値は必達目標。アンケート結果による目標値は努力目標。ただし、努力目標であっても目標値との乖離等を踏まえた対応を前提。以下同様。
 注) 実績値R5及びR6は令和5年度及び令和6年度に把握した、また、目標値R12は令和12年度に把握する、それぞれ直近の数値。以下同様。

2 現状

○水産業を持続させるための水産資源確保・海洋環境保全

- ・国では、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を柱とする「水産政策の改革」の具現化に向けて、資源管理措置や漁業許可、免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直しています。
- ・海洋環境の変化等により、水揚げされる魚種の変化や推定資源量の低下、サンマやサケなどの主要魚種の不漁、さらには、異常高水温による養殖生産物のへい死などが発生し、水産資源の確保・増大は厳しい状況にあります。このため、漁業協同組合による種苗放流や藻場再生などの取組を支援するとともに、国や県に対して包括的な対策を求めています。
- ・漁場環境の保全と漁業生産の安定化を図るため、環境省の海岸漂着物等地域対策推進事業による漂流・漂着ごみや海底ごみの回収・処理を実施しています。

○漁家及び漁業協同組合の経営安定化

- ・漁業経営の高度化や収益性の高い操業体制の実現に向けて、浜の活力再生プランに基づく漁業協同組合の取組のほか、貝毒検査等の支援や漁業共済掛金の補助、漁業近代化資金の利子補給を継続しています。
- ・令和7年大船渡市大規模林野火災（以下「大規模林野火災」という。）により被災した漁業者等のなりわいの再生に向けて、被災した漁業協同組合の作業保管施設や漁業者の漁業用資材等の復旧を支援しています。

○人材の育成（担い手とリーダーの確保・育成）

- ・漁業就業者数の減少や高齢化が進んでいることから、担い手の確保に向け、「漁業担い手確保・育成ガイドライン（大船渡市漁業就業者確保育成協議会策定）」に基づき、新規漁業就業ガイド等による情報発信を行いながら、漁業就業希望者の誘致から受入れ、就業、定着に至るまで、一貫したサポート体制を構築しています。

○水産基盤の有効活用と適切な維持管理

- ・国の漁港漁場整備長期計画等を踏まえつつ、国庫補助事業等を活用して整備を進めています。
- ・国では、令和4年3月に閣議決定された水産基本計画及び漁港漁場整備長期計画において、「海業の振興」を位置付け、漁港を利活用した水産物の消費増進や交流促進など、地域の水産業を活性化する「海業」の取組を推進しており、令和7年4月に綾里漁港（綾里地区）を「海業の推進に取り組む地区」に選定しています。

○大船渡市魚市場への水揚げ強化による加工原魚の安定供給

- ・海洋環境の変化等に伴う主要魚種の不漁の影響により魚市場への水揚量が減少していることから、水揚げ増強を図るため、船主への訪問等による漁船誘致活動を継続的に実施しています。

○競争力を高めるための地域水産物の付加価値向上

- ・大船渡市魚市場は、優良衛生品質管理市場・漁港認定（認定機関：（一社）大日本水産会）や岩手県高度衛生品質管理地域の認定を継続して受けており、水産物の付加価値向上に努めています。
- ・主要魚種の水揚量の減少や漁獲される魚種が変化する中、水産加工事業者による加工原魚の魚種転換やDXの推進、女性が働きやすい職場環境整備を支援しています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<ul style="list-style-type: none"> ○水産業を持続させるための水産資源確保・海洋環境保全 	<p>①持続可能な漁業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産資源を効率的、かつ、持続的に利用するため、科学的で合理的な水産資源の管理について、国や県に対して働き掛けます。 ・ホタテガイ等の貝毒や異常高水温について、国に対して調査・研究の充実・強化を要望します。 ・各漁業協同組合が行うアワビやナマコの種苗放流やサケ・ヒラメの稚魚放流事業など、つくり育てる漁業を推進するとともに、資源の適切な管理を推進し、水産資源の確保に努めます。 ・漁業者等が行うウニ除去や母藻の投入などの磯焼け対策をはじめ、水産業・漁村の持つ水産多面的機能の発揮に資する活動を支援します。 ・漁場環境を改善・保全するため、海洋ごみ等の回収・処理や漁業資材の適正な保管等を推進し、海洋ごみの発生抑制に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○漁家及び漁業協同組合の経営安定化 ○人材の育成（担い手とリーダーの確保・育成） ○水産基盤の有効活用と適切な維持管理 	<p>②漁業経営の安定支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜の活力再生プランに基づく漁業経営の高度化・効率化を図る取組とともに、省力化・省エネに向けた資機材の導入やICTの活用など、収益性の高い操業体制の実現に向けた取組などを支援します。 ・漁業共済への加入を促進するとともに、漁業協同組合の経営基盤強化や施設整備を支援します。 ・大船渡市漁業就業者確保育成協議会と連携し、新規漁業就業者の受入れと定着を促進するとともに、地域のリーダーとなる人材の育成や小中学生等の漁業体験、水産教室等の活動を支援します。 ・新たな養殖種の導入の可能性について調査・研究を行うとともに、漁業協同組合等が取り組む新規養殖の実証実験を支援します。 ・漁港施設等の機能強化と適切な管理に継続して努めます。 ・快適で潤いのある漁業集落形成のため、集落内水路や集落道、広場など生活環境の基盤整備を推進します。 ・「海業」を推進し、水産物消費の増進や交流人口の拡大を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ○大船渡市魚市場への水揚げ強化による加工原魚の安定供給 ○競争力を高めるための地域水産物の付加価値向上 	<p>③水産加工・流通機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的な漁船誘致活動を実施し、大船渡市魚市場への水揚げ増強を図ります。 ・水産加工事業者が行う水揚げ魚種の変化に対応した加工体制の強化、未利用・低利用な地域資源を活用した高付加価値の水産加工品開発やブランド化、販路の開拓などの取組、DXを推進します。 ・水産加工事業者のHACCP取得を支援し、地域水産物の衛生管理レベルの向上を推進します。 ・水産加工事業者が行う女性が働きやすい職場環境の整備を支援します。

施策2 地域特性を生かした農林業の振興



・森林災害復旧事業等による森林の再生

1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
農業者 林業者	所得を増やす	農業総生産額(市民所得推計)	百万円	1,042 (R3)	1,016 (R4)	1,116 (R10)
		林業総生産額(市民所得推計)	百万円	606 (R3)	487 (R4)	487 (R10)

2 現状

○新たな形態の農業や「稼げる農業」の振興による農業の魅力向上

- ・農業・農村の多面的機能の維持に向けて、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動に交付金を交付し、活動を支援しています。
- ・東日本大震災により被災した土地を利用して、民間事業者による施設型・周年生産型農業が行われています。

○農業の担い手の育成・確保

- ・担い手の育成・確保に向けて、新規就農者の経営が軌道に乗るまでの間（最長3年間）の資金を支援する事業を継続しているものの、高齢化等により認定農業者が減少傾向で、新規就農者も増加していない状況です。

○鳥獣被害対策の推進

- ・有害鳥獣による農作物被害の多様化により今後の拡大が懸念されており、有害鳥獣の捕獲や追い払い、放任果樹の伐採、防護網等の資材購入費への助成、GPSによる生息域把握、先進事例の導入実証等に取り組みながら、被害防止及び個体数の削減に努めています。

○農地の保全と有効活用

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、担い手の確保等の取組を通じて、優良農地の保全に努めています。
- ・農業経営基盤強化促進法等の改正法の施行に伴い、地域での話し合い等を踏まえ、将来の農地利用の姿である地域計画を令和6年度に策定し、地域農業の維持・発展のための取組を行っています。
- ・吉浜地区においては、農地中間管理機構を活用した農地の集約化を図っています。
- ・市の花である椿を生かしたまちづくりと地域資源化を図るため、つばきまつりの開催や遊休農地等への椿の植樹、市内小中学校での椿学習、椿の実集めを行う事業者の支援等を実施しています。

○山林の適切な維持管理

- ・再造林の積極的な実施や林道の整備、住宅建築等の地域材利用促進に向けた地域材利用促進事業のほか、関係機関・団体等と連携しながら、マツ食い虫やナラ枯れ被害の森林病害虫防除対策を実施しています。
- ・適切な経営管理が行われていない私有林については、森林経営管理制度を活用し、市が意欲と能力のある林業経営体に仲介・集積し、又は直接管理するなど、森林環境譲与税を活用した適切な管理と林業の成長産業化を進めています。
- ・大規模林野火災は、平成以降、国内最大規模の延焼範囲に及び、森林被害を始め、農林業の施設や資器材の焼失、事業活動の中断に伴う売上減少など、被害は多方面にわたっています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<ul style="list-style-type: none"> ○新たな形態の農業や「稼げる農業」の振興による農業の魅力向上 ○農業の担い手の育成・確保 ○鳥獣被害対策の推進 ○農地の保全と有効活用 	<p>①魅力ある農業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を生かした施設型・周年生産型農業を推進するとともに、省力型作物の導入を進めます。 ・補助事業や制度資金の活用による農畜産業の経営安定や生産拡大、6次産業化などによる所得の向上と産直組織の運営支援に努めます。 ・認定農業者の確保・育成に努めるとともに、新規就農希望者への技術指導などの支援、相談・指導体制の一層の充実を図ります。 ・集落営農活動を支援し、農業生産を通じた農地の多面的機能の維持に努めます。 ・農地中間管理機構を活用しながら、農地の集積・集約化を促進するとともに、計画的な農道やほ場、用水路の整備に努めます。 ・小中学生や市民による農業体験学習・研修機会の充実に努めます。 ・耕作放棄地などへの樅の植栽や、樅の実や葉の回収などの全市的な展開を継続支援し、樅の地域資源化活動を推進します。 ・遊休農地について、栽培が容易な品種の奨励、市内外からの新規就農者へのあっせん等により、農地としての機能維持を図ります。 ・有害鳥獣による農作物被害を防止するため、関係機関・団体と連携し、有害捕獲や追い払い、生態調査、先進事例の導入などを実施するとともに、防護網や電気柵等の設置を支援します。また、集落単位の研修を行い、地域と一体となった被害防止対策に努めます。 ・大船渡市鳥獣被害対策実施隊の強化充実に努めるとともに、隊員の確保育成のため、新規狩猟免許取得を支援します。
<ul style="list-style-type: none"> ○山林の適切な維持管理 	<p>②林業の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林災害復旧事業期間（令和10年度まで）は、大規模林野火災等の被災森林の復旧に優先的に取り組み、被災木の活用を促進するとともに、山地災害の防止等、森林の公益的機能の回復を図ります。 ・林業全体の成長産業化を見据え、民間企業や団体の社会貢献活動による植林などを受け入れ、多様な主体による再生に取り組みます。 ・老朽化が進む農林業施設（道水路・橋りょう・集会施設等）の長寿命化や生産基盤である林道や作業道の計画的な維持補修に努めます。 ・森林経営計画の策定による計画的な森林整備や伐採後の再造林等を推進し、森林所有者の行う森林整備活動を支援するほか、森林経営管理制度を活用し、適切な森林整備による水源涵養や土砂流出防止など公益的機能の維持・増進を図ります。 ・住宅の新築や増改築への地域材の利用普及に努めるとともに、バイオマス燃料としての有効活用を推進します。 ・森林病虫害の被害拡大を防止するため、関係機関と連携しながら薬剤の樹幹注入や伐倒くん蒸処理などを実施します。 ・植樹祭の開催や森林総合利用施設の利用促進を図ります。

施策3 にぎわいあふれる商業・観光の推進



1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
商業者 観光客	所得を増やす。 大船渡市を訪れ、 消費する。	年間商品販売額(経済センサス 活動調査)	百万円	73,485	73,485	96,000
		観光客年間入込数(観光交流推 進室業務取得)	千人	638	651	840

2 現状

○商業地の魅力創出と振興

- ・大船渡駅周辺地区では、都市再生推進法人(株)キャッセン大船渡を中心とした、エリアマネジメントの取組を支援するなど、地域の魅力を高めるまちづくりを推進しています。
- ・市融資制度や利子・保証料の補給による支援、中小企業振興事業費補助金による商店街等のにぎわい創出の支援を実施しているほか、大船渡商工会議所が実施する事業者への経営相談等を支援することにより商業者の安定した経営を支援しています。

○通過型観光から滞在・周遊型観光への転換と広域観光の推進

- ・大船渡碁石海岸観光まつりや三陸・大船渡夏まつりなど年間を通したイベントの開催や、クルーズ客船の招致、旅行代理店への営業活動、三陸復興国立公園協会等広域団体への参画により、観光誘客を図っています。
- ・国際交流員を配置するとともに、大船渡市観光物産協会等と連携し、外国人受入れに向けた体制整備に関するセミナーの実施や多言語ルートマップ作成、観光プロモーションや観光ルート造成などに取り組んでいます。
- ・体験観光を中心としたメニューの充実を図るとともに、三陸鉄道が運行する震災学習列車等を観光資源として活用し、教育旅行などの団体旅行の誘致に取り組んでいます。

○観光客のニーズに応じた情報発信の充実

- ・国際交流員が、海外の個人旅行客向けに自然資源や地域体験の魅力を発信しています。
- ・市ホームページや各種イベント等を通じて当市の魅力を発信するとともに、市PRキャラクター「おおふなトン」のイベント出演等を介して、当市の知名度やイメージの向上に取り組んでいます。

○特産品の新商品開発や販路拡大

- ・さかなグルメのまち大船渡実行委員会の主催により、飲食店と連携した「さかなグルメ」の創出と通年提供、市内小中学校と連携した「大漁旗コンテスト」の実施を通じて、水産のまち大船渡をPRしています。
- ・大船渡市観光物産協会と連携し、東京都内での物産展や市内での商談会に参加しているほか、民間事業所と大学などが連携して特産品の開発を行っています。

○多様な分野での都市間交流の継続と深化

- ・宇宙関連施設を有する4市2町との間で、物産展への相互出店による経済交流や子ども留学等を行うとともに、友好都市との間で、相互のまつり出店等の民間団体の交流を行っています。
- ・各種スポーツ大会の開催支援や大船渡・住田定住自立圏域スポーツ合宿支援補助金を活用したスポーツ合宿の誘致、当市ゆかりのアスリートとの交流イベントの開催等により、交流人口の拡大を図っています。
- ・移住コーディネーターによる相談対応、移住体験住宅の運用、お試し移住体験ツアーの実施等を通じて、移住を検討している方に移住への理解促進と、体験機会を提供しています。
- ・地域おこし協力隊を雇用手・業務委託型・団体委託型の3区分で募集し、隊員による地域活性化の取組を多様な分野で推進しています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
○商業地の魅力創出と振興	<p>①活気あふれる商業地の形成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大船渡駅周辺地区において、引き続き都市再生推進法人(株)キャッセン大船渡を中心としたエリアマネジメントの取組を支援するとともに、景観形成や公共施設の利活用を推進し、広域的に集客を図ります。 ▶ 中小企業振興事業補助金の活用を促しながら、中小企業者が共同で商店街等の振興を図る新たな取組に対し、引き続き支援していきます。 ・空き店舗等の活用と商業地域のにぎわい創出を図るため、市まちなか・商店街起業支援事業補助金等支援制度の活用促進と、大船渡商工会議所が実施する事業者への経営相談等を支援します。
○通過型観光から滞在・周遊型観光への転換と広域観光の推進	<p>②滞在型観光の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豊富な観光資源を核として、四季折々の魅力を伝えるイベントの開催や、食、震災学習、体験メニューの充実と、観光客をもてなす仕組みの構築を図り、滞在時間の延長や宿泊を促進します。 ▶ 関係団体や飲食店等と連携しながら、海の幸を中心とする「食」の魅力の創造・PR、グルメイベント等を通じて、再訪を促進します。 ・観光地としての魅力を高めるため、三陸沿岸自治体等との連携や日本遺産を通じた観光振興を図り、観光ルートを形成し、団体旅行ツアーの商品化や客船入港時のオプションツアーの造成につなげます。 ・海外プロモーションによる知名度の向上や民間事業者と連携した旅行会社への営業活動、外国人観光客の受入体制整備を推進します。
○観光客のニーズに応じた情報発信の充実	<p>③観光宣伝の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 観光統計データなど客観的データ分析に基づき、多様化する観光客のニーズに対応するとともに、大船渡の知名度の向上を図るため、宿泊業者や飲食店、体験メニュー提供者等の観光関連サイトと市SNS、市ホームページの連動性強化と情報の即時発信体制の整備、碁石海岸インフォメーションセンターを始めとする観光案内機能の充実、市PRキャラクターの活用によるシティプロモーションを推進します。
○特産品の新商品開発や販路拡大	<p>④特産品の販売力強化と販路拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地元特産品の一層の販路開拓・拡大を図るため、大船渡市観光物産協会等と連携し、地域の「食・伝統・自然環境・文化」を生かした特産品を開発するとともに、商談会の開催や物産展への出展、ECサイトやふるさと納税制度の活用等を進めます。
○多様な分野での都市間交流の継続と深化	<p>⑤都市間連携・交流の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 銀河連邦や友好都市、連携協定自治体、復興支援を受けた自治体との交流の拡充、各種大会やスポーツ合宿の誘致、当市ゆかりのアスリートとの交流、移住に係る情報発信・体験などを一体的に推進するほか、地域おこし協力隊による地域協力活動等を一層推進し、経済・人的交流の活性化による関係人口の創出・拡大につなげます。 ・大船渡市国際交流協会と連携して、外国人が日本や地域の文化を理解しながら、地域に溶け込む機会を創出します。

施策4 地域経済を支える地場企業の振興



1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
製造業者	製造品出荷額が増える。	製造品出荷額(工業統計調査)	億円	612 (R3)	545 (R4)	634 (R10)

2 現状

○地場企業の経営安定と産業振興

- 産業支援コーディネーターを配置し、市内企業訪問による積極的な情報収集及び助言を実施しているほか、大船渡商工会議所等と連携し、融資制度や各種支援事業の活用、経営指導等の支援により、経営の安定化に努めています。

○挑戦志向型企业と人材の支援

- 産業支援コーディネーターによる起業や第二創業、経営等に関する無料相談を実施しているほか、大船渡ビジネスアカデミー（主催：大船渡商工会議所）を開催し、起業や事業拡大などに向けた取組を支援しています。
- 関係機関・団体・高校と連携を図りつつ、大船渡ビジネスプランコンテストを開催し、地域での起業や新たな事業展開に対する意欲の向上、若い世代の起業意識の醸成に取り組んでいます。

○地域資源の産業振興への活用

- アワビやサンマなどの地域資源を活用する事業者への伴走支援が、地域経済における地域資源の付加価値を高めることにつながり、事業の新たな取組の促進が図られています。

○事業者連携によるデジタル化の推進

- 企業等のデジタル化の推進を図るため、大船渡テレワークセンターを核として、地域のIT人材の育成や市内企業のIT活用課題解決に向けた取組や共創を支援し、デジタル化推進に向けた機運の醸成を図っています。

○産学官連携の支援

- 産学官連携交流促進支援事業により、地元企業と大学等との共同研究を支援することで、地元企業の研究開発の促進が図られています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<ul style="list-style-type: none"> ○地場企業の経営安定と産業振興 	<p>①地場企業の育成・経営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大船渡商工会議所等と連携し、融資制度の活用を促進するとともに、経営相談・指導の充実や各種支援事業の活用を図りながら、中小企業等の経営力向上に向けた取組を支援していきます。 ・産業支援コーディネーターの市内企業訪問を継続し、経営動向の把握に努め、市内企業の経営強化を支援していきます。 ・関係機関・団体・高校と連携して、高校生に対するキャリア教育の一環として、地場企業の取組状況を学び職業観を醸成する機会を創り、地場企業への理解と関心を高め、若者の地元定着を促進していきます。
<ul style="list-style-type: none"> ○挑戦志向型企业と人材の支援 ○地域資源の産業振興への活用 ○事業者連携によるデジタル化の推進 ○産学官連携の支援 	<p>②新産業の創出と起業支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域経済循環創造事業交付金などを活用して支援した事業者と、更なる事業発展に向けた連携を強化するとともに、未利用・低利用資源など新たな地域資源を活用した取組や事業創出、創業・事業承継を積極的に支援していきます。 ・大船渡商工会議所等と連携し、課題やニーズの把握に努め、産学官連携交流促進支援事業を活用し、地元企業と大学等の共同研究の取組を促進します。 ・産業支援コーディネーターによる無料相談や大船渡ビジネスプランコンテスト、大船渡ビジネスアカデミー（主催：大船渡商工会議所）等を実施するとともに、関係機関・団体・高校と連携を図りつつ、挑戦志向型の企業や人材を継続的に育成します。 ・大船渡テレワークセンターを核として、IT人材の育成等の取組を支援しながら、企業のデジタル化の推進に努めます。

施策5 雇用の創出と安定



1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
勤労者 求職者	地域で安心して働くことができる。	有効求人倍率	倍	0.90	0.99	1.00

2 現状

○産業を担う人材の確保及び若者の定着の促進

- ・気仙地区雇用開発協会や大船渡公共職業安定所と連携して、合同就職相談会を実施し、地元企業への理解と関心を高めながら、若者の地元就職の促進を図っています。
- ・市内中小企業等の人手不足の解消を目的として、東京圏から当市に移住し、就業又は起業した人に対し、県と連携して移住に伴う経済的負担を軽減する移住支援金を支給しています。
- ・奨学金の貸与を受けて大学等に進学した者が卒業後に市内に居住し、かつ、市内事業所に就業した場合、奨学金の返還に対し支援を行っています。
- ・若者の当市への就職及び定着を促進するとともに、地域の活性化を図るため、就労後1年経過した新規学卒者、UIJターン者に対し、10万円分の地域商品券を交付しています。
- ・国・県が実施するワーク・ライフ・バランスに関する制度の周知を通じて、勤労者が働きやすい労働環境づくりの支援をしています。
- ・市内居住者の雇用を促進するため、工場等の新設又は増設に伴い新規に市内居住者を雇用した企業に対し、奨励金を交付しています。
- ・新たな企業の立地や地元企業による事業拡張等を支援するため、企業訪問やセミナー参加等による情報交換や意向調査を通じ、企業立地奨励制度や当市の企業等の周知に努めています。

○安定した雇用の創出への支援

- ・大船渡商工会議所等と連携し、融資制度の活用を促進するとともに、経営相談・指導の充実や各種支援事業の活用を図りながら、中小企業等の経営力向上に向けた取組を支援しています。
- ・産業支援コーディネーターの市内企業訪問を継続し、経営動向の把握に努め、市内企業の経営強化を支援しています。

○地域産業の職種ニーズに対応した人材の育成

- ・求職者の就業促進を図るため、求職者資格取得支援事業により資格取得に係る費用を支援しています。
- ・気仙職業訓練協会等と連携し、建設業関連を中心に職業能力の習得や資格の取得を促進しています。
- ・女性等就業相談員を配置し、就業を希望する市民や、就業している女性・若年者の就業相談のほか、職場での問題等についても相談に応じています。
- ・高校生を対象として、地域の仕事について理解を深める講座等を実施するなど、将来の地域産業を担う人材を育成する取組を実施しています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<ul style="list-style-type: none"> ○産業を担う人材の確保及び若者の定着の促進 ○安定した雇用の創出への支援 	<p>①新しい働く場と人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大船渡商工会議所等と連携し、融資制度の活用を促進するとともに、経営相談・指導の充実や各種支援事業の活用を図りながら、中小企業等の経営力向上に向けた取組を支援していきます。 ・産業支援コーディネーターの市内企業訪問を継続し、雇用を含めた経営動向の把握に努め、市内企業の経営強化を支援していきます。 ・企業誘致については、企業訪問やセミナー参加等を通じた情報交換や立地意向の把握を進めるとともに、支援制度や地域の強みの発信、空き施設のマッチング等を行い、企業の誘致と円滑な事業展開を支援し、雇用の確保や若者の定住促進につなげます。
<ul style="list-style-type: none"> ○地域産業の職種ニーズに対応した人材の育成 	<p>②地場企業人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気仙職業訓練協会等関係機関と連携して各種職業訓練を実施し、企業が必要とする人材の育成に努めていきます。 ・求職者の就業促進を図るため、求職者資格取得支援事業により資格取得に係る費用に対し支援を行っていきます。 ・女性等就業相談員を配置し、就業を希望する市民や、就業している女性・若年者の就業相談のほか、職場での問題等についても相談に応じていきます。 ・雇用促進奨励支援事業の実施により、若者の当市への就職及び定着を促進していきます。 ・大船渡テレワークセンターを核とした地域IT人材育成活動を通じて、ITスキルの習得を促すほか、新しい働き方の体験機会を創出します。 ・高校、企業等と連携し、地域の仕事について理解を深める学びを充実させ、若い世代が地域産業を担う人材として成長できる環境を整備します。

大綱 2

安心が確保されたまちづくりの推進

施策 6 とともに支え合う地域づくりの推進

施策 7 子ども・子育て支援の充実

施策 8 生涯にわたる健康づくりの推進

施策 9 地域福祉の充実

施策6 とともに支え合う地域づくりの推進



- ・応急仮設住宅の見守り
- ・地域コミュニティの維持

1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
市民	地域で互いに支え合う。住民の主眼的な活動がなされる。	「何事も助け合える地域である」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	42.7	38.7	50.0
		「支援が必要な人に対して、手助けしたいと思っている」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	67.5	65.3	80.0
		「住民主体の地区・地域活動、まちづくり活動が活発に行われている」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	32.7	33.7	40.0

2 現状

○地区の実情に応じた生活課題等の解決に向けての住民主体の活動の促進

- ・住民自治の推進と協働による新しい地区コミュニティの創造指針を踏まえ、地区運営組織の設立及び地区づくり計画に基づく実践活動の支援を通じて、地区と行政との協働まちづくりを推進しています。

○市民活動団体・NPO法人等による市民活動の促進

- ・大船渡市市民活動支援センターと連携し、相談対応やセミナーの開催、補助金等による活動支援のほか、団体相互のネットワーク化を図り、市民の自主的なまちづくり活動を支援しています。

○人権に関する学習機会の提供

- ・命や人権の大切さを伝える「人権の花運動」や「人権週間」に併せた街頭啓発や施設訪問などを通じて、子どもから大人までが人権について考えるきっかけとなるよう、学習機会の提供に努めています。

○男女共同参画への意識醸成

- ・市民参加型ワークショップや研修会の開催を始め、地域活動における女性の活躍機会の創出、職場におけるワーク・ライフ・バランスの取組推進など、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。
- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入し、誰もが安心して暮らせるよう支援しています。

○ボランティアに係る人材の育成と活動への支援

- ・手話や点字、子育て支援等の講座を開催するほか、災害ボランティアの育成など有事の際に備えた体制の構築を図っています。

○高齢者を緩やかに見守る地域活動への支援

- ・地区版の地域助け合い協議会が実施する地区の実情に応じた高齢者への相談対応、ごみ出し、買い物代行等の生活支援活動とサロン等の開催による地域住民と高齢者の交流活動の取組を支援しています。

○関係組織・団体等との連携による青少年健全育成

- ・公民館講座や学校での体験学習、地域における見守りなど、地域、家庭、学校との連携により青少年の健全育成に取り組んでいるほか、青年の新たな飛躍に期待して「二十歳のつどい」を開催しています。

○若者が自由に挑戦できる地域社会の構築

- ・若者の交流・活躍・挑戦の機会を支援し、定住・定着を促進しています。また、結婚を希望する市民に対して、県等と連携し、出会いの機会提供等に取り組んでいます。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<p>○地区の実情に応じた生活課題等の解決に向けての住民主体の活動の促進</p> <p>○市民活動団体・NPO法人等による市民活動の促進</p>	<p>①地区と行政との協働によるまちづくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区が描く将来像の実現に向けて、集落支援員や中間支援事業者と連携し、地区づくり計画に基づき地区運営組織が行う実践活動を継続支援します。 ▶ 大船渡市市民活動支援センターと連携して市民活動団体等による活動を継続支援するとともに、団体、地域、事業者等とのネットワークづくりを促進し、市民活動の一層の活性化を図ります。
<p>○人権に関する学習機会の提供</p>	<p>②人権意識の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 人権擁護委員による学校や福祉施設等の訪問などを通じて、より一層の意識啓発や学習機会の提供に努めます。 ・関係機関と連携して「人権の花運動」や「人権週間」に併せた街頭啓発や施設訪問などを継続実施し、命の尊重と人権意識の啓発に努めます。
<p>○男女共同参画への意識醸成</p>	<p>③男女共同参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 男女共同参画の理念の下、市民参加型ワークショップの開催や女性向け研修機会の拡充、サポーターの養成、職場におけるワーク・ライフ・バランスの実現などの取組を推進します。 ・地域、家庭及び職場の三つの側面から、若者や女性の参画と活躍の推進を図るほか、性的少数者への理解を促進し、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指します。
<p>○ボランティアに係る人材の育成と活動への支援</p> <p>○高齢者を緩やかに見守る地域活動への支援</p>	<p>④相互支援の啓発と普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、各種子育て支援に携わる人材の質の向上に取り組みます。 ・大船渡市社会福祉協議会等と連携・協力し、ボランティアの担い手の育成や市民の主体的な活動支援のほか、災害時を想定した受入体制の整備に努めます。 ・地区版の地域助け合い協議会やボランティア団体等の連携による助け合い活動やサロン等の開催を通じて、高齢者を地域全体で緩やかに見守る環境づくりを促進します。
<p>○関係組織・団体等との連携による青少年健全育成</p>	<p>⑤青少年健全育成の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 青少年の健全育成を図るため、地域・家庭・学校と連携し、公民館講座や学校での体験学習、地域による子どもの見守り、「二十歳のつどい」の開催などに取り組みます。
<p>○若者が自由に挑戦できる地域社会の構築</p>	<p>⑥若者の活躍の場や交流機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 若者が暮らしやすく活躍できる地域社会の実現に向け、若者の交流や主体的な取組を後押しする取組を推進します。

施策7 子ども・子育て支援の充実



- ・ 応急仮設住宅の見守り
- ・ 地域コミュニティの維持

1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
児童 児童の 保護者	健やかに成長する。 安心して産み育てる ことができる。	「安心して妊娠・出産・子育て ができる環境にある」と答えた 市民の割合(市民意識調査)	%	33.3	33.4	42.0

2 現状

○安心して子育てのできる切れ目のない支援

- ・ 大船渡市子ども家庭センター（DACC）を中心に、保健師や子ども家庭支援員等による妊娠期から子育て期に対応した一体的相談支援体制を構築し、子ども・子育て関連の各種手続や家庭・育児に関するきめ細かな相談支援等を行うとともに、関係機関との連携を深めながら、切れ目のない支援を展開しています。
- ・ 健康診査の実施、育児サービスの提供、各種相談対応など、子どもの成育や母親の心身の健康面で、特に重要となる産前産後や乳幼児期について、関係機関と連携しながら、母子保健の充実を図っています。
- ・ 子育て世帯が、子育てへの不安や孤立感、過度な使命感や負担を抱かず、ゆとりをもって子どもと向き合うことができるよう、子育てに関する情報提供、各種相談等に対応し、安心して子育てできるよう支援しています。

○良好な育成環境の確保と子育て世帯の生活基盤の安定

- ・ 大船渡市子ども家庭センター（DACC）交流広場の開設等、子どもの遊び場や親子が楽しめる機会の創出を図り、子どもの心身の成長と子育て世帯にとって喜びを感じてもらえる環境の整備に努めています。
- ・ こども園等の運営では、共働き世帯の増加等の社会状況の変化、国のこども政策の強化等を背景に、延長保育や病後児保育、一時預かりなど、多様な保育ニーズに対応した質の高い教育・保育の推進に努めています。くわえて、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ等の各種地域子ども・子育て支援事業を市内の社会福祉法人等に委託し、仕事と子育てが両立できる環境の整備に努めています。
- ・ 要保護児童対策地域協議会を設置し、構成機関によるネットワークを生かして情報共有を図るとともに、役割分担を明確化し、要保護児童等への支援の充実に努めています。
- ・ 出生数の減少や生産年齢人口の減少が進み、行財政規模も縮小していく中、教育・保育の質を確保しながら、保育士等の人材確保や処遇改善に対処していく必要があります。今後の持続可能な教育・保育サービスの在り方について、検討を深めています。
- ・ 子育て世帯の経済的不安の軽減を図り、安心して子育てができるよう、幼児保育、就学、医療、生活に係る経済的支援等を展開し、子育て世帯の生活の自立、安定、向上を支援しています。
- ・ 子育てしやすい環境づくりには、子育て世帯や関係機関の支援者だけでなく、日常生活、地域での暮らし、職場等、多くの方々の配慮が必要であり、これまで以上に子ども・子育て世帯にやさしい社会づくりのための意識啓発や情報発信を通じて、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図っています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<p>○安心して子育てのできる切れ目のない支援</p>	<p>①子どもの心身の健やかな成長支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健やかな成長を支援し、子育てに関する不安、悩みを軽減するため、子育て相談支援体制はもとより、妊産婦及び乳幼児健康診査、パパママ教室、乳児相談などの充実を図ります。特に、乳幼児健康診査において、未受診児の状況把握に努め、必要に応じて支援します。 ・妊産婦のうつ予防や孤立感解消を図るため、関係機関と連携し、産前産後サポート事業や産後ケア事業による支援体制の充実に努めます。
<p>○良好な成育環境の確保と子育て世帯の生活基盤の安定</p>	<p>②子育て支援環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大船渡市こども家庭センター（DACC）交流広場の運営等を通じて、子育て世帯からのニーズの高い子どもの遊び場や親子が楽しめる機会の創出を図ります。 ・仕事と子育てが両立できるよう、病後児保育や一時預かりなどの各種保育事業について、より利用しやすい環境の整備を検討するとともに、多様化するニーズに対応するため、各種子育て支援事業の充実と子育て支援サービス情報の積極的な発信に努めます。 ・要保護児童や児童虐待等の早期発見と防止のため、関係機関等との連携強化と相談窓口の周知に努めるとともに、子どもと家庭の相談支援体制の強化に向けた取組を進めます。 ・人口減少下に対応した持続可能な教育・保育サービスを確保するため、引き続き事業者の意向を踏まえながら施設の集約や運営面の改善等に関する検討を深めます。 ・こども園等の保育料について、市の独自支援策として、第1子の3歳未満児の保育料を無償化し、子どもの年齢、人数等に関わらず全ての子どもの保育料を完全無償化するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減と仕事と子育ての両立を支援します。 ・子どもやひとり親家庭などへの医療費助成について、市の独自支援策として、所得制限を撤廃して高校生まで対象とするなど、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して適切な医療が受けられる体制を整備します。 ・こども家庭庁の提唱する「こどもまんなか社会」の実現に向けた市民への意識啓発や、県の「いわて子育て応援の店」の登録制度の市内事業者へ波及など、社会全体で子育てを応援する機運の醸成に努めます。

施策8 生涯にわたる健康づくりの推進



林野火災
関連施策

・被災者、児童生徒等
への心のケア

1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
市民	心身ともに健康を保持する。 必要な時に安心して医療を受けることができる。	「自分は健康である」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	58.5	57.2	62.2
		「かかりつけの病院や薬局がある」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	67.6	71.4	76.4

2 現状

○各種健診・特定健康診査等の受診率の向上

- ・市広報や市ホームページ、市SNS等により健康づくりに関する普及啓発を図っています。
- ・生活習慣病予防のため、健康相談、各種運動及び健康教室を実施しているほか、食生活改善講習会を開催し、市民の健康づくり支援及び食育を推進するなど、望ましい食生活習慣の普及啓発を図っています。
- ・各種検診や特定健診等の受診率の向上を図るため、夕方・土日検診等を実施するとともに、勧奨や広報などによる周知を行っています。
- ・感染症予防について、医療機関の協力の下、適切に実施しています。

○心のケアに向けた取組の周知と地域の見守り体制の強化

- ・自殺を予防するため、住民向けに講演会や研修会の開催、ゲートキーパーの養成、傾聴ボランティアへの支援を実施するとともに、自殺の危険性の高い人に対する相談対応や、自死遺族支援に関する情報提供などを実施しています。また、こころの健康づくりに関する講演会の開催にくわえて、地域のサロンや傾聴ボランティアなどの支援団体等を対象にこころの出前講座を行い、メンタルヘルスに関する普及啓発を図っています。

○市内医療体制の維持と関係機関との連携

- ・市民が必要な医療を受けられ、安心して地域で暮らし続けられるよう、持続可能な地域医療体制について、大船渡市地域医療懇話会等で市民・関係機関との意見交換を行いながら検討を行っています。
- ・県立大船渡病院における常勤医師不在診療科の解消を始め、医療体制の充実・強化について、県に要望するとともに、気仙医師会及び気仙歯科医師会と協力して在宅当番医制運営事業を継続実施し、休日などにおける市民の初期救急医療体制を確保しつつ、地域内の医療機関の役割分担と連携を進めています。
- ・地域の医療体制の充実に向け、将来、県内の市町村立病院や県立病院等の医師として従事しようとする者に対して修学資金を援助する事業を、県と県内市町村が共同で実施しています。
- ・医療提供が困難な地域における医療体制の確保を図るため、国保診療所(医科3、歯科1)の機能の充実と健全運営に努めています。

○医療制度の健全な運営

- ・国民健康保険税の収納率向上を図るため、コンビニ納付やキャッシュレス納付などを推進するとともに、医療費の適正化に向けて、特定健康診査や特定保健指導等の保健事業やレセプト点検事業、医療費通知事業などを実施しています。

○地域医療介護情報ネットワークシステムの効果的な運用

- ・医療機関や介護施設等の間の情報連携によって、より効率的で質の高い医療・介護サービスを提供するため、気仙2市1町が連携して「未来かなえネット」の普及に取り組んでいます。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<ul style="list-style-type: none"> ○各種健診・特定健康診査等の受診率の向上 ○心のケアに向けた取組の周知と地域の見守り体制の強化 	<p>①健康づくり活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりに係るイベント開催や各種スポーツ・レクリエーション、健康おおふなと 21 プランに掲げる健康づくり 10 か条の普及など、様々な機会を通じて市民の健康づくり意識の啓発を推進します。 ・生活習慣病を予防するため、食生活改善推進員と連携しながら保健指導の充実を図ります。 ・生活習慣病の重症化リスクが高い市民に対して、受診指導、生活習慣改善指導及び栄養指導を行い、発症・重症化予防を図ります。 ・疾病の早期発見・治療を促進するため、複数の検診を受診できる日程の設定など受診しやすい体制を整え、各種検診や健康診査の充実と受診率の向上に努めます。 ・感染症について、市民に予防接種や日常的な予防の徹底を促すとともに、流行期には気仙医師会等関係機関と連携し、安心して医療を受けられる体制を整えます。 ・感染症有事に迅速に対処するため、大船渡市新型インフルエンザ等対策行動計画により、ワクチン接種体制の確保や予防接種のデジタル化の推進など平時からの備えの充実を図ります。 ・ゲートキーパーの養成などを通じて、心のケアに当たる人材の養成を行います。 ・心のケアと悲しみからの回復サポートに向けて相談対応を行うほか、外部の相談窓口や取組の周知に努めます。 ・大規模林野火災による被災者の不安や孤立を防ぐため、見守り活動や相談に対応します。
<ul style="list-style-type: none"> ○市内医療体制の維持と関係機関との連携 ○医療制度の健全な運営 ○地域医療介護情報ネットワークシステムの効果的な運用 	<p>②地域医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大船渡市地域医療懇話会等で市民・関係機関との意見交換を行いながら、当市の地域医療の在り方等の検討を進めます。 ・休日などにおける市民の適切な受診機会を確保するため、在宅当番医制運営事業を継続実施するとともに、地域内の医療機関と県立大船渡病院との役割分担や適切な利用について、市民への周知を図ります。 ・気仙保健医療圏の中核病院として必要な医療機能を確保するため、県立大船渡病院の常勤医師不在診療科の解消や救命救急センターへの医師の複数配置など医療体制の充実・強化を県に働き掛けます。 ・国保診療所の適正運営と医療サービスの提供に努めます。 ・地域医療介護情報ネットワークシステム「未来かなえネット」の安定的な運用を図るため、一般社団法人未来かなえ機構の運営を支援するとともに、同機構と気仙 2 市 1 町が連携し、当該システムの果たす役割や内容などの周知に努めながら、市民の加入を促します。 ・レセプト点検や医療費通知など医療費適正化事業を継続するとともに、国民健康保険税の適切な賦課・徴収などにより自主財源の確保を図り、国民健康保険の効率的な運営に努めます。

施策 9 地域福祉の充実



- ・ 応急仮設住宅の見守り
- ・ 地域コミュニティの維持

1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
障害者（児） 65歳以上の 高齢者 生活保護受給・ 困窮世帯	地域社会の一員として自立した生活を送ることができる。 生きがいを持って安心して生活を送ることができる。 経済的に自立する。	「障害者に対して周囲の理解がある」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	48.0	44.9	49.4
		「生きがいを持って生活している」と答えた高齢者の割合(市民意識調査)	%	25.0	26.0	28.0
		生活保護受給世帯のうち自立した世帯数(地域福祉課業務取得)	世帯	7	9	10

2 現状

○障害者（児）のニーズに応じた社会参加機会の創出

- ・ 障害者（児）が自分らしく生活できるよう、大船渡市障がい福祉計画により、雇用・就業、教育、芸術文化・スポーツ活動等の各施策を推進しているほか、市独自に、福祉タクシー券の給付等による移動支援や、補聴器の給付等による意思疎通支援を行い、自立と社会参加の促進を図っています。

○障害者（児）を取り巻く社会構造の変化に応じた支援体制と環境づくり

- ・ 相談支援事業等の委託により、地域活動支援センター等への社会福祉士や精神保健福祉士等の有資格者の配置、相談員のスキルアップに向けた働き掛けなど、相談体制の充実を図っています。

○高齢者の生きがいづくりの推進

- ・ 高齢者が就労や趣味活動、地域交流などを通じて生きがいをもって暮らせるよう、公益社団法人大船渡市シルバー人材センターの運営や、地区運営組織等による敬老行事を支援しているほか、交流サロンを運営する団体への講師派遣等を通じて介護予防と通いの場の確保に努めています。

○高齢者支援・相談体制の充実

- ・ 健康、医療、介護、認知症、虐待など、高齢者の多様な相談に対し、保健師、社会福祉士、ケアマネジャーなどの専門職が関係機関と連携してきめ細やかな支援を行うほか、状況の特殊性に応じて、地域ケア個別会議による問題解決や市長申立てによる成年後見制度の活用など、ケースに応じた支援を実施しています。

○高齢者の福祉サービスの充実

- ・ 要介護高齢者等に係る住宅改修費用の補助や在宅で重度介護者を介護する市民税非課税世帯の家族に紙おむつ等の介護用品を支給するなど、在宅の高齢者を介護する家族に対する支援を実施しています。
- ・ 介護保険事業計画により、要介護認定や介護給付等の保険給付を適正に行うとともに、制度の安定的な運営を維持するため、介護給付費等の適正化に努め、介護人材の裾野を広げる講座等の開催や支援をしています。

○生活困窮者の状態・実態に応じた支援体制の充実

- ・ 生活困窮者に対して、自立に向けた制度の活用や手続の助言など、実情に応じた支援を実施しています。
- ・ 生活困窮者や生活保護受給者の状態に応じて、就労支援員による基礎能力の形成や意欲喚起を通じた就労可能性の向上や、訪問相談等を通じた就労自立支援、ハローワークへの同行支援など経済的自立に向けた支援を実施しています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<ul style="list-style-type: none"> ○障害者（児）のニーズに応じた社会参加機会の創出 ○障害者（児）を取り巻く社会構造の変化に応じた支援体制と環境づくり 	<p>①障害者（児）支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関や団体と連携し、障害に対する理解の促進に努めるとともに、障害者（児）の社会参加や多様な就労の促進に努めます。 ・障害者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障害者（児）のニーズに応じた適切なサービスの提供や相談支援体制の整備に努めます。 ・誰もが一人の人間として尊重され、地域の中で安心して生活を送ることができるよう権利擁護を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の生きがいづくりの推進 ○高齢者支援・相談体制の充実 ○高齢者の福祉サービスの充実 	<p>②高齢者支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が培ってきた経験や知識を生かすことができる多様な就労機会の確保を支援するとともに、地域づくりや社会貢献活動等への参加を通じて、心身の健康の維持を図り、生き生きと暮らせる環境づくりを促進します。 ・高齢者に「医療、介護、予防、生活支援、住まい」の五つの構成要素からなるサービスを一体的、かつ、継続的に提供できるよう、関係機関や地域と連携し、高齢者一人一人が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けることができる取組を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者の状態・実態に応じた支援体制の充実 	<p>③生活困窮者の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者に対して、自立に向けて活用できる制度の紹介や説明、必要な手続の助言を行うなど、それぞれの実情に応じた支援に努めます。 ・就労支援員の活用や関係機関との連携により、被保護者の就労の可能性を高めるよう支援します。

大綱 3

豊かな心を育む人づくりの推進

施策10 学校教育の充実

施策11 生涯学習の推進

施策12 生涯スポーツの振興

施策13 地域の歴史・文化資源の継承

施策 10 学校教育の充実



・被災者、児童生徒等
への心のケア

1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
市内小中学校の児童生徒	「知・徳・体」の調和が図られ、人間性豊かに成長する。	「学校に行くのが楽しい」と答えた児童の割合(全国学力・学習状況調査)	%	83.2	80.6	90.0
		「学校に行くのが楽しい」と答えた生徒の割合(全国学力・学習状況調査)	%	83.5	86.3	90.0

2 現状

○児童生徒一人一人を伸ばす授業の実施

- ・児童生徒の学力向上に向けて、全国学力調査の結果を基に、市と各学校が成果や課題を共有し、今後の方向性や授業改善について共通理解を図るとともに、教員の資質能力の向上機会の一環として、校種を越えて小中学校の連携を深めています。
- ・プログラミング教育や外国語指導助手による外国語教育など、学習指導要領に沿って、児童生徒の言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成に努めています。
- ・児童生徒の体力・運動能力について、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などの結果を踏まえ、指導方法を工夫してその向上に努めています。
- ・東日本大震災の経験を踏まえ、復興教育の充実と生命を守るための防災教育の推進に努めています。

○きめ細やかな支援体制の充実

- ・心のサポートや総合的な学習の時間、キャリア教育等において、関係者との情報交換の場を設け、個々の状況を把握して児童生徒に対応するとともに、教育相談室の設置や、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、支援が必要な児童生徒にきめ細やかに対応しています。

○安全・安心な教育環境の維持・確保

- ・学校給食は、北部学校給食センターなど市内3か所の学校給食共同調理場を効率的に運営し、安全・安心な給食の提供と、食育の推進に努めています。
- ・国のGIGAスクール構想に基づき、1人1台端末にAIドリルを導入したほか、全普通教室に電子黒板を整備しています。また、無線LAN対応プリンタを各校に整備するなど、学校のICT教育環境を整えています。
- ・少子化が進行する中で、適正な規模での教育環境を確保するため、地域や保護者、学校関係者等の意向を踏まえながら、学校の統合に向けた協議を進めています。

○地域と連携した教育環境の形成

- ・総合的な学習などにおいて、地域の伝統文化や地域産業の体験学習などを取り入れ、それぞれの地域性を生かした魅力ある学校づくりが行われています。
- ・各校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民が学校運営に参画しやすい組織づくりを図っているほか、学校支援ボランティアや地域コーディネーターを配置し、登下校時の児童の安全確保と学校支援活動を実施しています。
- ・学校部活動について、少子化や部活動の任意加入化等に伴い、部員数は減少傾向にあり、学校単位でのチーム編成ができず、合同チームで参加する競技が増加している状況を踏まえ、地域展開を進めています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒一人一人を伸ばす授業の実施 ○きめ細やかな支援体制の充実 ○安全・安心な教育環境の維持・確保 	<p>①確かな学力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学力調査の結果などを活用して個々の学力定着状況を把握し、ねらいを明確にした授業を実践しつつ、児童生徒の学力育成に努めます。 ・学習指導要領の着実な実施のため、各教科の学習の充実を図るとともに、国のGIGAスクール構想に基づくICTを効果的に活用した授業の実践により、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。 ・児童生徒の個性や理解の程度に応じた指導が行われるよう、授業交流会や研修機会の充実を図り、教員の指導力の向上に努めます。 ・中学生が地元で多様な進路を選択し、将来的に地域に定着することを促すため、高校との連携に取り組みます。 <p>②豊かな心の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導における問題行動・不登校の未然防止と解消、大規模林野火災により被災した児童生徒の心のケアに、市・学校・家庭が情報共有を図りながら適切な対応に努めます。 ・豊かな人間性や社会性を育むため、道徳教育やキャリア教育の充実とともに、体験活動や文化芸術活動などに取り組みます。 ▶ 震災の教訓を生かした復興教育や、自他の命を守り、安全で安心な社会形成に自主的に貢献する資質や能力を育む防災教育を推進します。 <p>③健やかな体の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査などの結果を踏まえ、指導方法を工夫・改善し、児童生徒の体力向上に努めます。 ・児童生徒が、自主的に健康で安全な生活を実践することができる能力と態度の育成を図るため、保健指導・安全指導の充実に努めます。 ・児童生徒の生活習慣の確立を図るため、安心安全な学校給食の提供と食育指導を実施するとともに、運動習慣づくりの啓発に努めます。 <p>④教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教材やICT環境の整備を通じて、質の高い教育環境を確保します。 ・学校施設の計画的な改築や長寿命化等を実施するとともに、適切な維持管理に努め、安全・安心な教育環境の維持・確保を図ります。 ・地域の意向を尊重しながら学校の適正化を進めます。 ・教職員の働き方改革を進め、教育の充実に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> ○地域と連携した教育環境の形成 	<p>⑤学校と家庭・地域との協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組を進め、地域と共に魅力ある学校づくりを推進します。 ▶ 学校支援ボランティア等を確保するとともに、学校・家庭・地域が連携した課題解決の取組を推進し、地域全体で子どもたちを育てます。 ・将来にわたり、生徒がスポーツや文化芸術などに継続して親しむことができる機会を確保するため、学校部活動の地域展開を進めます。

施策 11 生涯学習の推進



1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
市民	主体的に学ぶことを通じて自己実現を図る。	「日頃、何らかの学習活動に取り組んでいる」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	29.0	29.2	40.0
		「日頃、学習活動に取り組んだ成果を生かしている」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	53.9	45.8	60.0

2 現状

○生涯学習環境の充実

- ・生涯学習施設（市民文化会館・図書館・博物館・中央公民館等）について、緊急度や優先度を考慮し、計画的に整備・改修するとともに、適切な維持管理を図っています。
- ・市民文化会館及び市立図書館では、指定管理者制度の導入により民間事業者の専門性やノウハウを活用し、市民の文化芸術活動の促進や市民のニーズを踏まえた蔵書形成などに努めています。
- ・市立博物館では、常設展示の部分改修やジオパークコーナーの設置など、学習環境の充実を図っています。

○生涯学習機会の充実

- ・市広報、市ホームページ、市SNS等を通じて生涯学習に関する情報提供を行い、市民の学習機会の促進に取り組んでいます。
- ・市民文化会館及び市立図書館では、市民が文化芸術に触れる機会の創出と文化芸術活動の裾野を広げる取組や各種図書展、読み聞かせ会、移動図書館などの読書推進活動に取り組んでいます。
- ・市立博物館では、各種企画展、体験学習会等の開催や、常設展示、リーフレット等の充実を図るとともに、周辺施設のイベントに併せて、無料入館券を全世帯に配布するなど、学習機会の提供に努めています。
- ・令和6年3月には、日頃市町で発見された日本最古の植物化石が公表され、市内外から注目を集めており、市立博物館では、継続した研究活動を行うとともに、幅広い年齢層を対象とした教育普及活動など、植物化石を活用した地域の自然史を学ぶ機会づくりに取り組んでいます。
- ・市立公民館では、各地区におけるコミュニティの中核として、各種団体と連携しながら、市民の多様なニーズや地域課題に対応した生涯学習情報の提供や学習機会の充実を図っています。

○文化芸術活動の促進のための人材育成

- ・市民芸術祭等の市民参加型事業の開催により、市民の活動発表の場を創出しながら、生涯学習についての市民理解を促進しています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
○生涯学習環境の充実	<p>▶ ①学習環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術の鑑賞や学習活動の発表、読書、各種調査・研究など、市民の多様な学習ニーズに対応した生涯学習施設（市民文化会館・図書館・博物館・中央公民館等）の設備や学習資料などの充実により、利用者等の増加を図ります。
○生涯学習機会の充実	<p>▶ ②学習機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習情報について、市広報、市ホームページ、市SNS等による効果的な情報発信を行います。 ・市民文化会館では、指定管理者と連携し、普及育成事業と市民参加型事業を継続して市民の交流や発表の場の提供と拡大を図るとともに、鑑賞事業については、ニーズに応じたイベントを開催し、文化芸術活動の活性化を促進します。 ・市立図書館では、指定管理者と連携し、市民の多様なニーズに合った蔵書形成を図り、多彩な読書推進事業を企画・運営するとともに、移動図書館事業を継続して図書の利用促進を図ります。 ・市立博物館では、各種企画展や体験学習会等の充実を図るとともに、各種イベントの開催等と連携し、学習機会の提供を推進します。 ・市立公民館では、連携協力協定を締結している大学や地域の各種団体などの関係機関と連携を深めながら、市民が生涯にわたって学ぶことができるよう学習ニーズや地域課題に対応した講座の開催を推進します。
○文化芸術活動の促進のための人材育成	<p>▶ ③学習活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術関係団体の活動、学校部活動の地域展開を支援しながら、各種活動の活性化や人材育成を促進します。 ・市民や各種活動団体が自主的に学習成果を生かした生涯学習活動ができるよう支援するとともに、学習成果を発表する機会を創出します。

施策 12 生涯スポーツの振興



1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
市民	生涯にわたってスポーツに親しむ。	「日頃から継続して何かスポーツを行っている」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	13.2	15.6	19.0
		市民一人が1年間にスポーツ施設を利用する回数(生涯学習課業務取得)	回	6.7	6.3	8.0
		市内の小中学生のうちスポーツクラブに登録している児童生徒の割合(生涯学習課業務取得)	%	44.6	43.0	50.0

2 現状

○スポーツ施設の計画的な整備や活用

- ・ 当市スポーツ施策の基本的な方向性を示すものとして策定した大船渡市スポーツ推進計画及び大船渡市スポーツ施設整備基本計画は、計画期間の前期が経過したことから、計画の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて、令和6年度において中間見直しを行い、スポーツ施策の更なる推進を図っています。
- ・ 老朽化したスポーツ施設・設備については、緊急度や優先度を考慮し、計画的に整備・改修するとともに、適切な維持管理を図っています。

○各種大会やイベント等の内容の充実によるスポーツ・レクリエーションへの参加促進

- ・ 大船渡市スポーツ協会等関係機関・団体等と連携・協力しながら、「大船渡新春ロードレース大会」や当市出身選手の功績を称えたバレーボール大会などの各種スポーツイベントを開催しているほか、各種スポーツ教室を始めとするスポーツ・レクリエーション事業を広く実施しています。
- ・ 大船渡アスリート応援団事業による当市ゆかりのアスリートとの交流イベントや、市SNSによる情報発信などの活動展開により、シティプロモーションの促進を図っています。

○生活時間やライフスタイルの多様化に対応したスポーツ環境の検討

- ・ スポーツ推進委員の指導等を通じて、市民がスポーツを親しむ機会やニュースポーツを始めとする多様なスポーツ活動の確保を図っています。
- ・ スポーツ・レクリエーション事業への参加者数は減少傾向にありますが、市民意識調査結果等によると、ニーズの多様化、健康志向の高まりなどから、日常的にスポーツに親しむ人が増えている傾向にあります。

○スポーツを通じた交流人口の拡大

- ・ 各種スポーツ大会の開催支援や「大船渡・住田定住自立圏域スポーツ合宿支援補助金」を活用したスポーツ合宿の誘致により、交流人口の拡大を図っています。

○指導者の確保と育成

- ・ スポーツ少年団の活動の活発化と普及拡大を推進するため、スポーツ指導者研修会を開催するとともに、スポーツ少年団認定指導者資格取得を支援しています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<p>○スポーツ施設の計画的な整備や活用</p>	<p>①スポーツ環境の整備・充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたる人口の減少やニーズの変化、財政状況、広域連携などを踏まえながら、長寿命化への対応を基本とした上で、大船渡市スポーツ施設整備基本計画により具現化を図りつつ、利用者の安全性や利便性を考慮した修繕・改修、附帯設備の整備・充実、競技種目ごとの規格にのっとり計画的な整備を推進します。 ・障害の有無や年齢、性別等に関わらず、様々な人々が利用しやすい施設となるよう、国の支援制度等を有効に活用し、バリアフリー化など計画的な整備を推進します。
<p>○各種大会やイベント等の内容の充実によるスポーツ・レクリエーションへの参加促進</p> <p>○生活時間やライフスタイルの多様化に対応したスポーツ環境の検討</p> <p>○スポーツを通じた交流人口の拡大</p> <p>○指導者の確保と育成</p>	<p>②スポーツ・レクリエーション活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内外から多くの参加者を得て開催してきた各種大会を継続しつつ、官民が連携して、スポーツ合宿やスポーツイベント、各種競技の県大会などの開催・誘致に取り組み、これらを通じた競技力の向上と交流人口の拡大を図ります。 ・各種スポーツイベントの開催により、子ども、働き手世代、高齢者等のスポーツ機会を創出し、生涯にわたるスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。 ・当市ゆかりのアスリートとのつながりを深める交流イベントや、市SNSによる情報発信を通じて、シビックプライドの醸成、スポーツ競技力の向上、シティプロモーションの取組を促進します。 ・大船渡市スポーツ協会と連携して、各種競技別協会等が主催する指導者養成の講習会への参加の促進や外部講師による研修会の開催を通じて、指導者の育成や技術向上を図るとともに、各種スポーツクラブの結成、学校部活動の地域展開の支援を推進します。

施策 13 地域の歴史・文化資源の継承



1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
市民	郷土の伝統や文化を知り、郷土に誇りと愛着を持つ。	「郷土の伝統文化や文化財を大切にしたい」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	78.1	75.2	80.0

2 現状

○文化財を保存・活用できる環境の整備

- ・指定文化財は、各所有者の下で適正に維持管理が行われており、修復等を要するものについては緊急性に応じて計画的に対応しています。
- ・開発行為に伴い必要な発掘調査を実施し、調査により出土した貴重な埋蔵文化財については、適切な保存に努めるとともに、発掘調査報告書の刊行や、出土品の企画展示などを行いながら活用を図っています。
- ・市立博物館では収蔵品を適切に保管し常設展示・企画展等での活用を図っていますが、収蔵施設が老朽化及び狭あい化しています。

○理解や関心を高めるための文化財の多角的な利活用

- ・文化財に対する理解や関心を深めるため、市立博物館等において、文化財の一般公開や各種イベントを実施しています。
- ・産金という観点から地質、歴史、文化を横断的に調査・研究を進め、令和7年7月に四つの構成文化財が日本遺産「みちのくGOLD浪漫」へ追加認定されたことから、新たな魅力の情報発信に努めています。

○民俗芸能に係る後継者の育成と指導者の確保

- ・民俗芸能の伝承については、人口減少による担い手不足や指導者の高齢化等が課題となっているため、民俗芸能団体等と連携し、イベントを通じて地域外の住民が見学できる仕組みづくりや、後継者育成活動の支援を通じて、次世代への継承を推進しています。
- ・郷土の伝統文化の価値が近年見直され、三陸国際芸術祭の開催など、地域外の人々の参画や体験、他地域との交流が図られています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<ul style="list-style-type: none"> ○文化財を保存・活用できる環境の整備 ○理解や関心を高めるための文化財の多角的な利活用 	<p>①文化財の保存と活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史・文化資源である各種文化財を次世代へ継承するため、指定文化財を始め、未指定の資料も幅広く含めた調査を行い、適切な保護・保存に努めます。 ・市全域の未指定を含めた文化財を対象とする「文化財保存活用地域計画」の策定を進めます。 ・博物館等における文化財資料の企画展示やインターネット等による公開など、文化財の魅力を広く発信し、文化財の活用を図ります。 ・埋蔵文化財や博物館資料の保存・研究等の場の確保について調査・検討します。 ・日本遺産「みちのくGOLD浪漫」の構成市町との連携の下、文化財の調査・研究を進め、多面的な価値を見出すとともに、文化財を生かした魅力の発信に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ○民俗芸能に係る後継者の育成と指導者の確保 	<p>②伝統文化の継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に守り伝えられてきた伝統文化を次代に引き継ぐため、民俗芸能団体等と連携しながら、情報提供や相談体制等の充実を図りつつ、活動を支援し、地域と共に後継者や指導者の確保・育成に努めます。 ・伝統文化の継承に向けて、関係団体と連携・協力を図りながら、市内の民俗芸能等の魅力や価値を広く周知するとともに、発表や交流の機会の拡充を図ります。

大綱 4

潤いに満ちた快適な生活環境の創造

施策14 適正な土地利用の推進

施策15 良好な生活空間の創造

施策16 交通・港湾物流ネットワークの充実

施策 14 適正な土地利用の推進



1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
市内 全域	秩序ある 有効な土 地利用が なされて いる。	「土地の有効利用が図られている」と答えた 市民の割合(市民意識調査)	%	22.3	20.6	30.0
		遊休農地割合(農業委員会業務取得)	%	6.6	8.6	8.0以下
		大船渡駅周辺地区の土地利活用割合及び被災 跡地の譲渡・貸付面積割合(土地利用課・財 政課業務取得)※実績値累計	%	68.2	67.6	70.0

2 現状

○関係法令等に基づく土地利用の適正な規制と誘導

- ・当市の総面積は 322.51 km²で、地目別では山林・牧場・原野が 73%で圧倒的に多くなっており、宅地は 3.6%で、海岸や河川沿いの平地に市街地や集落が形成されています。
- ・限られた土地の有効、かつ、効率的な利用を図るため、関係法令や制度に従い、適正に指導や規制、誘導を行っています。
- ・大船渡駅周辺地区の景観については、大船渡駅周辺地区まちづくりグランドデザイン（以下「グランドデザイン」という。）を踏まえた地区整備の方針を定め、自然景観と調和した街並みの形成と穏やかに暮らせる住環境の誘導を図っています。
- ・将来の農地の効率的、かつ、総合的な利用を図るため、地域での話し合い等を踏まえ、目標地図等を盛り込んだ地域計画を令和 6 年度に策定し、地域農業の維持・発展のための取組を行っています。
- ・農林業者の高齢化や担い手不足、鳥獣被害による生産意欲の減退などに伴い、農地や山林の荒廃が懸念されています。
- ・耕作目的での農地の権利移動や農地転用の申請に対し、関係法令や農業振興地域内の農地の指定状況等を踏まえて可否を決定することを通じて、農地の適正な管理と有効な土地利用の両立を図っています。
- ・人口減少の進行、自然災害の激甚化、まちづくりに対応した柔軟な交通体系の構築、生活サービスの利用しやすさなど都市構造の再編が求められる状況のため、立地適正化計画の策定に向けた検討を進めています。

○防災集団移転促進事業による買取地や旧大船渡総合公園整備計画予定地などの未利用地の活用

- ・大船渡駅周辺地区においては、グランドデザインを踏まえた土地利活用を図るため、区域の状況や魅力等の情報を発信するとともに、土地利活用マッチングを実施しています。
- ・市有地等の有効活用に向けて、「土地情報カルテ」を公開するとともに、利用ニーズ調査、民有地との一体利用地の調整等を行っています。
- ・旧大船渡総合公園整備計画予定地について、有効活用に向けた検討を進めています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<p>○関係法令等に基づく土地利用の適正な規制と誘導</p>	<p>①土地利用の適正な規制と誘導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律や制度、都市計画マスタープランなどの方針により、限られた土地の有効、かつ、効率的な利用を図るとともに、無秩序な開発を防ぎます。 ・関係法令や大船渡市農業振興地域整備計画により、農地の適正管理と活用を促進するとともに、地域農業の現状等を見極めながら同計画の見直しを行います。 ▶・将来にわたる森林の適正管理のため、森林法や大船渡市森林整備計画などにより、森林環境の保全に努めます。 ・美しい自然や街並みを保全・創造するため、大船渡市景観形成基本方針を踏まえ、市民の意識向上を図るとともに、良好な景観形成に取り組みます。 ・人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化や頻発・激甚化する自然災害へのリスクに対応した、コンパクトで持続可能、かつ、災害に強いまちづくりを推進するため、大船渡市立地適正化計画の策定を進めます。
<p>○防災集団移転促進事業による買取地や旧大船渡総合公園整備計画予定地などの未利用地の活用</p>	<p>②未利用地の活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶・大船渡駅周辺地区において、都市再生推進法人（株式会社キャッセン大船渡）や不動産業者と連携し、土地所有者と利用希望者とのマッチングを支援するほか、エリアマネジメントの取組と連携しながら区域の状況、魅力等の情報を発信し、引き続きグランドデザイン等地区のまちづくり計画にのっとり土地の利活用を図ります。 ・土地情報カルテの公開により得た民有地との一体利用も含め、未利用地に係るニーズ調査の結果を関係課と共有し、引き続き利用の促進を図ります。 ・旧大船渡総合公園整備計画予定地については、将来的な行政需要に備えるべき土地と位置付け、有効に活用するための検討を進めます。

施策 15 良好な生活空間の創造



林野火災
関連施策

・住宅の再建（新築、補修等）への支援

1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
市民	良好な生活空間が確保されている。	「良好な生活空間が確保されている」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	71.2	70.3	72.0

2 現状

○客観的で透明性のある方法による路線選定に基づいた道路整備

・市道等について、巡回や地域からの情報提供に基づく適時適切な補修、通学路や狭あい区間、未舗装路の新設・改良を実施しているほか、橋りょうについて、長寿命化修繕計画により、修繕を行っています。

○水需要に応じた水道施設の適正な更新と経営基盤の強化

・日頃市地区及び立根地区の施設整備事業の終了に伴い、市内の未給水地域解消事業は令和7年度で完了します。
・令和6年4月に水道事業と簡易水道事業を統合し、大船渡市水道事業経営戦略により、経営基盤の強化に向けて取り組んでいます。

○市営住宅等管理の適正化の推進

・大船渡市公営住宅等長寿命化計画により、市営住宅等の計画的な維持修繕や用途廃止などを行っています。

○住宅省エネルギーフォームや木造住宅耐震化による民間住宅の居住環境の向上

・民間住宅については、住宅省エネルギーフォーム助成事業を創設し、環境に配慮した住宅の普及促進、修繕等による機能維持やバリアフリー化による機能向上により、居住環境の向上に取り組んでいます。

○空家等対策計画の推進

・空家等対策計画により、空き家バンクの活用促進や解体費用に対する補助交付、通報のあった管理不全な空家等の所有者に対する管理の助言等のほか、法務・不動産・建築・土地家屋調査の専門家団体と連携した空家等の抑制や管理啓発等に取り組んでいます。

○大規模林野火災被災者住宅再建

・新たに市独自の事業として被災者住宅再建支援事業を創設し、被災者の住宅再建支援に取り組んでいます。

○公園・緑地の適切な維持管理と整備

・地域と連携して安全・安心な機能維持に努めているほか、大船渡駅周辺地区の夢海公園については、エリアマネジメントの取組との連携により、中心市街地のにぎわい創出に貢献しています。
・防災拠点機能とレクリエーション機能を併せ持つおおふなと防災公園を整備し、令和7年1月に供用開始しました。

○情報通信基盤の整備

・光ブロードバンドは全域で整備済みであり、ラジオ・テレビの放送施設や携帯電話の基地局、5G、Wi-Fi環境は、民間事業者により整備が進められています。
・テレビ難視聴地域において組織する住民団体等による共同受信施設などの改修に対し、費用の一部を助成しています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<p>○客観的で透明性のある方法による路線選定に基づいた道路整備</p>	<p>①生活道路の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路パトロールや住民からの通報により判明した破損箇所の補修など、市道の適切、かつ、計画的な維持管理に努めます。 道路事業評価基準の活用により、通学路や公共施設、医療施設、観光地の周辺道路や進入路、狭あい・未舗装道路などの整備を進めるとともに、通行に支障がある箇所への側溝蓋設置、歩道の段差解消など、人にやさしい道づくりを推進します。 橋梁長寿命化修繕計画により、橋りょうの適正な維持管理を図ります。
<p>○水需要に応じた水道施設の適正な更新と経営基盤の強化</p>	<p>②水道施設の更新と水の安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> 大船渡市水道事業経営戦略により、水需要の減少や投資効果を考慮しながら給水区域の見直しや未給水地域の整備を慎重に検討するとともに、施設の適正な維持管理による長寿命化のほか、更新・耐震化に当たっては、ダウンサイジングなどを検討し、経費削減を図ります。 漏水調査等による有収率の向上や収支構造の適正化などを推進し、経営基盤の強化に努めます。
<p>○市営住宅等管理の適正化の推進</p> <p>○住宅省エネルギーフォームや木造住宅耐震化による民間住宅の居住環境の向上</p> <p>○空家等対策計画の推進</p> <p>○大規模林野火災被災者住宅再建</p>	<p>③良質な住環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 公営住宅等長寿命化計画により、維持修繕及び老朽化した住宅の用途廃止を進めつつ、良質な市営住宅等の供給を図ります。 民間住宅については、住宅省エネルギーフォームや木造住宅耐震改修工事への助成事業により、居住環境整備を支援します。 空家等対策計画の推進により、空家等の利活用の促進と良好な生活環境の保全を図るとともに、空き家バンクへの登録を一層促進し、空き家の有効活用を図ります。 大規模林野火災による被災者が安定的に生活できるよう、引き続き住宅の再建を支援します。
<p>○公園・緑地の適切な維持管理と整備</p>	<p>④公園・緑地の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域に親しまれ、安全・安心に利用できる公園・緑地の維持管理に地域と連携して取り組むとともに、人口減少や少子高齢化の進行を踏まえ、機能の集約・再編の方針について検討を進めます。 大船渡駅周辺地区の夢海公園について、エリアマネジメントの取組との一層の連携を図り、中心市街地のにぎわい創出に貢献します。
<p>○情報通信基盤の整備</p>	<p>⑤情報通信基盤の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な分野へのデジタル技術の導入に向け、5Gなどの基盤整備を民間事業者に働き掛けるとともに、来訪者の利便性や災害時の通信確保に配慮し、公共施設へのWi-Fi環境整備に努めます。 テレビ難視聴地域については、共同受信施設の改修を支援しつつ、国等の最新の情報通信基盤に関する情報収集に努め、新たな受信方法等について検討していきます。

施策 16 交通・港湾物流ネットワークの充実



1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
市民 港湾 利用者	移動や輸送がしやすくなる。	「当市と県内陸部や三陸沿岸地域を結ぶ幹線道路の整備が進み、移動が便利になった」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	74.0	74.8	76.0
		「市内を走る路線バスやBRTが利用しやすい」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	35.9	35.8	40.0
		「市内を走る三陸鉄道が利用しやすい」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	17.0	16.1	20.0
		港湾取扱貨物量(1~12月)(岩手県港湾統計)	万t	260	集計中	279
		コンテナ貨物取扱量(実入り)(港湾振興課取得)	TEU	3,343	4,178	5,599

2 現状

○県内陸部とつながる幹線道路における急カーブ、急勾配等の解消

- 令和4年度に一般国道107号の白石峠区間が事業化され、令和4年5月には一般国道107号(大船渡・遠野間)整備促進並びに(仮称)大船渡内陸道路高規格化実現期成同盟会を設立、令和6年7月に決起大会(参加者584人)を実施するなど、道路の改良整備の事業化や高規格化などに向けて機運の醸成を図っています。

○三陸沿岸道路の利便性の向上

- 三陸沿岸道路は、令和3年12月の全線開通以降、他県からの観光客が増えるなど整備効果が発現しているほか、機能強化などを関係機関に働き掛けています。

○港湾荷役機能の充実・強化

- 茶屋前地区の野積み場の改修や上屋倉庫、耐震強化岸壁及びガントリークレーンの早期整備等に向けて、国・県に対して要望しています。

○ILC整備に向けた大船渡港の活用推進

- 東日本大震災で被災したふ頭用地等は復旧を完了しています。また、永浜・山口地区工業用地は、ILC整備に係る工業用地の活用検討のため、県において分譲公募を一時中断しています。

○ポートセールスやポートセミナーの拡充

- 大船渡港振興協会など関係団体の活動支援や、船社・荷主企業等への訪問によるポートセールス、首都圏でのPRセミナーの開催、大船渡港物流強化支援アドバイザーの設置等を通じた周知や利用促進の取組により、港湾取扱貨物量は増加傾向にあり、県内四つの重要港湾の中で最大の取扱量を占めています。

○持続可能な地域公共交通の確保

- 既存の公共交通について、JR大船渡線BRTについては、駅を中心とした活性化策を講ずるとともに、広域の移動手段としての速達性や利便性の向上をJRに働き掛けているほか、三陸鉄道については、市のイベントと連携したツアー列車の運行等を通じて利用促進を図っています。また、市内路線バスについては、利用状況に応じた路線の整理・統合を進めています。
- 他の公共交通については、デマンド交通やタクシーチケット配布など、地域の実情に応じた交通サービスの提供に努めています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<ul style="list-style-type: none"> ○県内陸部とつながる幹線道路における急カーブ、急勾配等の解消 ○三陸沿岸道路の利便性の向上 	<p>①幹線道路網の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気仙地域と県内陸部を結ぶ一般国道 107 号について、白石峠区間などの改良整備や幹線道路の重要物流道路指定化を関係機関に働き掛けるとともに、当市と遠野市間を結ぶ区間が岩手県新広域道路交通計画において構想路線に選定されたことから、期成同盟会を通じて、国・県に対し高規格化道路の指定に向けた働き掛けを強めてまいります。 ・三陸沿岸道路の利便性向上に向けて、機能強化など継続して関係機関に働き掛けます。
<ul style="list-style-type: none"> ○港湾荷役機能の充実・強化 ○ILC整備に向けた大船渡港の活用推進 	<p>②港湾の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ILC誘致・実現に向け、永浜・山口地区工業用地の利活用と、建設資機材の搬入・検査に必要な施設整備とともに、茶屋前地区の野積み場の改修と上屋倉庫の整備等について、引き続き国・県に働き掛けます。 ・野々田地区における耐震強化岸壁の早期整備や、港湾の利便性・作業効率の向上を図るガントリークレーンの早期整備について、国・県に働き掛けます。
<ul style="list-style-type: none"> ○ポートセールスやポートセミナーの拡充 	<p>③港湾取扱貨物の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾貨物取扱量の増加を図るため、関係機関・団体、大船渡港物流強化支援アドバイザーと連携しながら、船社や荷主企業等への積極的なポートセールスや定期的なポートセミナーを実施します。 ・コンテナ用上屋倉庫の有効活用を図るため、荷主企業への周知を強化します。 ・港湾の利用促進を図るため、大船渡港振興協会、大船渡港物流強化促進協議会及び大船渡国際港湾ターミナル協同組合の活動を支援します。
<ul style="list-style-type: none"> ○持続可能な地域公共交通の確保 	<p>④公共交通網の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の移動特性、ニーズを把握しながら、大船渡市地域公共交通計画により、通院や通学、買い物など、日常生活に不可欠な地域交通の確保と利便性の高い公共交通サービスの提供に努めます。 ・既存の地域公共交通について、利用者目線に立ったダイヤ構成や乗り継ぎ環境等の改善を図るとともに、関係機関・事業者などに働き掛けます。 ・地域の実情に応じた公共交通としてデマンド交通やタクシーチケットの配布等のほか、新たなモビリティサービスの導入可能性や、実装化に向けた調査・検討に取り組みます。

大綱 5

やすらぎある安全なまちづくりの推進

施策17 自然災害対策の推進

施策18 市民生活に身近な安全の確保

施策 17 自然災害対策の推進



林野火災
関連施策

・治山・砂防事業による二次
被害等の防止及び応急対応

1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
市民	自然災害から生命・財産が守られる。 自然災害発生時の被害を最小限に抑える。	自然災害（地震、津波など）による死傷者数(防災管理室業務取得)※火災は対象外	人	0	0	0

2 現状

○防災情報の確実な伝達のための情報提供手段の多様化

- ・市内全域における防災行政無線のデジタル化や屋外拡声子局等の維持管理、各世帯への戸別受信機の貸与等により、防災情報の迅速、かつ、確実な伝達を図るとともに、市ホームページや緊急速報メール、市SNS等においても情報を入手できるよう、情報通信基盤の整備を行っており、災害時における情報伝達手段の多様化を図っています。
- ・土砂災害警戒区域等の基礎調査結果を基に地域住民に対し説明会を実施しており、その結果を受け、県により土砂災害警戒区域等の指定が進められています。
- ・洪水浸水想定や土砂災害警戒区域等に対応した水害ハザードマップを作成し、洪水や土砂災害による人的被害等の防止を図っています。
- ・市防災訓練や、最大クラスの津波浸水想定を反映させた津波ハザードマップ等により、津波の避難場所や避難経路等について周知を図っています。
- ・東日本大震災の経験や教訓を風化させることなく、次世代に引き継ぐとともに、台風等により頻発する洪水・土砂災害などの自然災害に備えるため、市内各地にある津波伝承施設や学習施設等の連携による、防災学習ネットワークの形成に向けて取り組んでいます。

○自主防災組織の未結成地域の解消と組織の活性化

- ・自主防災組織の未結成地域に対する結成の働き掛けや、防災資機材を整備した自主防災組織に対する補助金の交付、自主防災組織向け研修会の実施などにより、地域防災力の向上を図っています。
- ・避難行動要支援者名簿を作成し、本人からの同意を得て、消防機関や民生委員等の関係者に名簿を提供して、要支援者の災害時の安全確保を図っています。

○防災施設の整備促進

- ・令和4年度に事業化となった砂防事業は、令和5年度に詳細設計が終わり、地域への説明を実施し、事業が進められています。
- ・県による砂防事業は、通常事業にくわえ、大規模林野火災に伴う緊急対策として、砂防堰堤の整備が進められています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<p>○防災情報の確実な伝達のための情報提供手段の多様化</p>	<p>①地震・津波等対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の適切な管理・運用を図るとともに、市ホームページや緊急速報メール、市SNS等の多様な通信手段を活用し、地域住民への迅速、かつ、確実な防災情報の伝達を図ります。 ・県と連携し、土砂災害警戒区域等の指定に関する業務を行い、土砂災害の危険性のある区域について地域住民に周知するとともに、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）への新規住宅の立地を抑制します。 ▶ 水害ハザードマップの作成や洪水・土砂災害を想定した防災訓練の実施などにより、地域の危険箇所や避難場所、避難経路等を周知するとともに、防災・減災意識の高揚を図ります。 ・市防災訓練の実施や津波ハザードマップの活用等により、津波からの迅速な避難を図るとともに、避難場所や避難経路等の周知を図ります。 ・多面的な学びを市全体で形成する防災学習ネットワークにより、市内各地の津波伝承や防災学習の取組などの連携拡大を図るとともに、防災学習を目的とする来訪者の拡大を視野に入れ、市内外に向けた情報発信等を図ります。
<p>○自主防災組織の未結成地域の解消と組織の活性化</p>	<p>②地域防災体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時において、円滑な初動対応により被害を最小限に抑えられるよう、自主防災組織の結成促進に努めるとともに、組織における独自訓練の実施や、組織向けリーダー研修やスキルアップ研修への参加の働き掛け、防災士の資格取得の支援など、市民の防災・減災意識の向上と組織の活性化を図ります。 ▶ 警察や消防、自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、要支援者に対する避難対策を図ります。
<p>○防災施設の整備促進</p>	<p>③防災施設の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 大雨や大規模林野火災等による土砂災害被害を未然に防止し、安全で安心できる生活環境を確保するため、急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業による法面工や砂防堰堤などの施設整備について、関係機関に働き掛けます。

施策 18 市民生活に身近な安全の確保



林野火災
関連施策

・火災予防体制の強化
に向けた取組

1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
市民	火災・交通事故・ 犯罪・詐欺から生命・ 財産を守る、被害に遭わ ないようにする。	住宅火災発生件数(大船渡消防署業務取得)	件	4	2	3以下
		人身事故件数(市民環境課業務取得)	件	30	36	31以下
		犯罪件数〔刑法犯認知件数〕(市民環境課業務取得)	件	85	102	80以下
		「消費生活トラブルに遭わないよう、最新の消費生活情報に関心を寄せている」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	41.5	45.4	50.0

2 現状

○防火意識の高揚

・火災予防活動の一環として、防火座談会等を開催するとともに、防火意識高揚に向けた防災センターの職場見学や防災フェアを実施しています。また、防火対象物等への立入検査を計画的に実施し、違反対象物に対しては速やかに是正指導を行うなど、予防指導体制の強化を図っています。

○消防団員の担い手の確保と救命対応力の向上

・地域防災力の維持・強化のため、消防屯所や消防団車両を計画的に整備・更新しているほか、消防団員確保のため、幹部団員による勧誘活動を始め、市広報等による団員募集、女性団員の拡充等に向けた取組を進めています。また、機能別消防団員制度を導入し、多様な人材の確保と柔軟な活動体制の構築を図っています。

・県立大船渡病院等と連携し、「防災フェア」等のイベントや救命講習等を通じて、救急医療・知識の啓発を図っています。

・救急救命士の養成と救急車への安定的な搭乗により、救命率向上を図っています。

○幅広い層に向けた交通安全・防犯環境づくり

・警察署や交通指導員等と連携し、各種交通安全活動を展開しており、市民の交通ルールに対する意識の向上が図られています。

・交通安全施設整備について、各地域等の要望を受け関係機関と現地を確認の上、道路管理者等において道路の構造や交通の状況などを総合的に判断しながら対応しており、整備率が向上しています。

・児童生徒への交通安全教育、学校職員や地域住民による見守りを行っています。

・防犯協会による防犯チラシの街頭配布や通年での巡回パトロール活動にくわえ、高齢者のサロン活動や地区の生きがいセミナー等における防犯講話などの啓発活動を行っています。

○消費者が利用しやすい相談窓口と消費生活相談員の資質向上

・消費生活情報について市広報等により周知を図るとともに消費生活相談員が各種研修会に参加し、資質の向上に努めています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<p>○防火意識の高揚</p> <p>○消防団員の担い手の確保と救命対応力の向上</p>	<p>①消防体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅火災による死傷者ゼロを目指し、各地域における防火座談会の開催や防火対象物等への立入検査及び違反是正の強化、住宅用火災警報器の設置率の向上を図る取組を展開し、各年代に対する防火意識の高揚を図ります。 ・地域防災力の維持・強化のため、消防屯所や消防団車両の整備・更新を継続して進めるとともに、消防団員確保のため、引き続き入団促進の広報活動を継続するほか、市内の消防団協力事業所拡充を図り、さらに、機能別消防団員制度を活用し、充足率向上を目指します。 ・県立大船渡病院と連携して市民に対する救急医療の啓発を図り、救命講習により心肺蘇生に対する知識の普及を推進します。 ・救急救命士の継続的な養成と救急車への搭乗率を維持し、救命体制の充実を図ります。 ・地域の救命対応力を高めるため、事業所や学校等を通じて救命講習の受講を呼び掛け、受講者数の増加を目指します。 ・大規模林野火災の教訓を踏まえ、再発防止に向けた災害予防強化策を具体化し、実効性ある取組を進めます。
<p>○幅広い層に向けた交通安全・防犯環境づくり</p>	<p>②交通安全対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校における交通安全座談会や交通安全教室の開催機会の確保に取り組むとともに、関係機関と連携して街頭指導等を実施し、住民の交通安全意識の向上を図ります。 ・児童生徒等の交通事故を未然に防止するため、引き続き交通安全施設の改良・整備を道路管理者及び警察署に求めています。 <p>③防犯対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域安全運動期間などに市広報により防犯活動を周知するとともに、警察や各地区防犯協会と連携しながら防犯意識の啓発に努めます。 ・特殊詐欺、無施錠による侵入被害、子どもや女性に対する声かけ事案など、多様化する犯罪の発生を防止するため、引き続き、警察、学校、防犯関係団体等と連携し、被害防止のチラシ配布や巡回パトロールなど、地域防犯活動の強化を図ります。
<p>○消費者が利用しやすい相談窓口と消費生活相談員の資質向上</p>	<p>④消費者の自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者トラブルを未然に防止するため、常に最新の消費生活情報を収集・発信するとともに、トラブルが発生した場合でも、関係団体と連携し、迅速な自立支援に努めます。 ・市民の経済的自立を支援するため、消費者信用生活協同組合で実施している消費者救済貸付制度に、貸付資金（債務整理・生活再建）を預託し、相談者の状況に応じて、資金の貸付けを行います。

大綱 6

自然豊かな環境の保全と創造

施策19 生活環境の保全

施策20 自然環境の保全

施策21 廃棄物処理対策の推進

施策 19 生活環境の保全



1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
市民	生活環境を保全する。	「全体的にみて市の環境は良好である」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	62.4	57.8	65.0
		「環境に配慮した行動を実践している」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	95.5	95.7	96.0

2 現状

○公害防止に関する監視・指導

- ・公害等の未然の防止、環境の保全等を目的として、新設等の事業所と地域住民等との環境保全協定の締結を促進しています。
- ・生活環境等に関する苦情や相談が寄せられた場合には、大船渡保健所、大船渡警察署等、各関係機関と協力して原因者への指導に当たるなど、迅速に対応しています。

○継続的な取組による環境にやさしい暮らしの定着

- ・様々な世代における「環境にやさしい暮らし(エコライフの実践)」の定着を図るため、地域等での出前講座の実施や市SNSによる情報発信等の意識啓発を図っています。
- ・環境の保全に関する活動への意欲を高めるため、市内一斉清掃や市内一斉クリーン作戦等を実施するとともに、環境月間(6月)に合わせた広報周知を行っています。

○地球温暖化対策の一層の推進

- ・大船渡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び大船渡市地球温暖化対策推進実行計画(事務事業編)により、市全域及び市の行政事務における温室効果ガス排出量の削減等を推進しています。
- ・再生可能エネルギー導入に係る各種制度等の情報を周知するとともに、民間事業者の取組に対し、適宜、対応しています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<ul style="list-style-type: none"> ○公害防止に関する監視・指導 ○継続的な取組による環境にやさしい暮らしの定着 	<p>①地域環境保全の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害苦情処理に迅速に対応するとともに、事業者が自主的に環境への負荷を低減するよう、環境保全協定締結の取組を推進します。 ・環境に関する多様な学習機会の提供にくわえ、広く啓発活動を行いながら、市民一人一人の環境意識の高揚を図るとともに、関係機関・団体と連携し、活動を支援して幅広い世代の取組を推進します。
<ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化対策の一層の推進 	<p>②環境に配慮した生活の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民一人一人が地球環境に配慮した生活を意識できるよう、地球温暖化防止や4R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）等の推進について、市SNSや市広報等により周知啓発に努めます。 ・関係団体と連携し、省エネルギー対策の推進や、再生可能エネルギーの導入促進などの取組について、きめ細かな周知を図るとともに、地域特性に応じた温室効果ガス排出量の削減に係る仕組み等について検討します。 ・被災跡地や耕作放棄地など、市内の未利用地の有効活用を図るため、民間事業者による再生可能エネルギーを利用した発電事業の取組に協力します。

施策 20 自然環境の保全



・森林災害復旧事業等による森林の再生

1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
市民事業所	自然環境を保全する。	「きれいな空気、緑や自然が多く残っている」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	87.4	84.5	88.0
		汚水処理人口普及率(行政人口に対する整備率)(下水道課業務取得)	%	77.1	77.4	80.6

2 現状

○大船渡湾の水質汚濁の抑制

- ・大船渡湾の水環境については、震災後、一時的に水質が改善されましたが、長期的な観点では水質が環境基準を超過する傾向にあり、汚濁原因等は、山林や田畑など自然由来のもの、生活系や事業系排水など人的活動が原因となっているものが考えられることから、大船渡湾水環境保全計画により、関係機関と共に各種施策を展開しています。
- ・大船渡湾内に流入したごみについては、清掃船「さんご丸」による回収を定期的に行い、適切な処分を行っています。

○公共用水域の水質保全への意識醸成

- ・公共用水域の水質保全に向け、公共下水道事業や漁業集落排水事業、浄化槽設置への助成事業を推進しています。

○最適な処理方式による水洗化率の向上

- ・公共下水道については、令和7年度に大船渡市公共下水道基本計画を見直し、計画区域を縮小したところであり、現在は公共下水道の早期完成に向けた整備を進めるとともに、集合処理区域以外の地域においては、合併処理浄化槽の設置費を補助することにより、それぞれの地域における最適な処理方式による水洗化を推進しています。

○自然環境保全のための保護管理体制の強化

- ・三陸復興国立公園及び五葉山県立自然公園に自然保護管理員を配置し、自然環境の適切な保護管理を行うとともに、関連団体と連携して、清掃活動や草刈り作業など、公園内の整備に努めています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<ul style="list-style-type: none"> ○大船渡湾の水質汚濁の抑制 ○公共用水域の水質保全への意識醸成 ○最適な処理方式による水洗化の推進 	<p>①河川・湾内の水環境保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川、湾内の公共用水域の環境を保全するため、県などの管理者へ随時、対策を要請するとともに、地区や地域、関係団体などと協力しながら、清掃活動を推進します。 ・大船渡湾水環境保全計画を推進するとともに、県が実施する公共用水域水質測定の結果や有識者の助言を踏まえて、県と共同の下、大船渡湾内の水質改善策の検討を進めます。 ・清掃船「さんご丸」を効率的に運航するとともに、漁業関係者や港湾利用者などと連携・協力して、大船渡湾内の清掃等に取り組みます。 ・公共用水域の水質の現状等について、市広報や市SNS等により市民、事業者等に周知することで、水質保全意識の醸成を図ります。 ・公共下水道の早期完成に向けた整備と併せ、下水道への早期接続を促すことにより、公共用水域への負荷の低減を図ります。 ・個別処理区域においては、合併処理浄化槽による水洗化を進め、公共用水域への負荷の低減を図ります。 ・持続可能な下水道運営を確立するため、下水道使用料の改定等による経営基盤の強化を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ○自然環境保全のための保護管理体制の強化 	<p>②自然環境保全活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三陸復興国立公園及び五葉山県立自然公園の自然環境の適切な保護管理のため、体制の強化に努めます。 ・三陸復興国立公園及び五葉山県立自然公園の豊かな自然環境に親しむ機会を創出し、環境保全に対する意識の向上を図ります。

施策 21 廃棄物処理対策の推進



・災害廃棄物処理事業

1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
市民事業所	廃棄物を減らす。 廃棄物の再資源化を図る。 適正に処理する。	市民一人当たりごみ排出量(大船渡地区環境衛生組合業務取得)	g/人日	629	647	625
		市民一人当たりリサイクルできた古紙、ビン、カン、鉄くず、ペットボトルの量(大船渡地区環境衛生組合業務取得)	g/人日	65	63	68

2 現状

○ごみ減量化とリサイクルの推進

- ・家庭ごみ排出量は、減少傾向にありますが、市民一人当たりのごみ排出量は横ばいで推移しています。
- ・廃棄物の再資源化を図るため、ビン・鉄くず類・ペットボトル・資源古紙類等の分別収集のほか、集団資源回収への助成を実施しています。
- ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和4年4月施行）」により、プラスチック製品の分別収集と再資源化が自治体の努力義務とされたことから、令和7年4月から大船渡地区環境衛生組合を事業主体としてペットボトルの分別収集を実施しています。

○不法投棄等への対応に向けた関係機関との連携

- ・廃タイヤや廃家電といった大型ごみの不法投棄が見られ、ポイ捨てごみも道路沿いを中心に散見されることから、衛生監視員による巡回パトロールや、関係機関（保健所、警察）との連携等による監視の強化、不法投棄の禁止を呼びかける看板や防止ネット等の設置により抑制を図っています。

○し尿処理施設の適正な維持管理

- ・気仙2市1町で構成する気仙広域連合の衛生センターでは、し尿等の搬入から排水に至るまでの安定的な処理を確保するため、搬入管理や設備の維持管理に努めています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
○ごみ減量化とリサイクルの推進	<p>①ごみ減量化とリサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手沿岸南部広域環境組合や大船渡地区環境衛生組合などと連携して、沿岸南部地域循環型社会形成推進地域計画との整合を図りながら、ごみの減量化やリサイクルを推進します。 ・ビン・鉄くず類・ペットボトル・資源古紙類など、再資源化可能な廃棄物の適切な分別収集を実施するとともに、プラスチック製品に係る更なるリサイクル方法を検討していきます。 ・ごみ減量化やリサイクル意識の向上を図るため、集団資源回収への助成を行うとともに、市広報や出前講座などを通じてごみ処理に係る正しい知識の普及・啓発を図ります。
○不法投棄等への対応に向けた関係機関との連携 ○し尿処理施設の適正な維持管理	<p>②廃棄物の適正処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛生監視員による監視や定期パトロールを継続して実施しながら不法投棄の把握に努め、原因者への指導を行うとともに、公衆衛生組合などの関係団体と連携して、不法投棄・ポイ捨ての防止と正しいごみの処分方法について普及啓発を図ります。 ・し尿等の搬入量や状態を注視しながら、処理機能の管理に努めるとともに、し尿処理施設から排出される放流水の水質基準を確実に遵守し、安定的な処理が継続して行われるよう、気仙広域連合と連携して対応していきます。

大綱 7

新たな時代を切り拓く行政経営の確立

施策22 市民参画の拡充

施策23 質の高い行財政運営の推進

施策24 広域・大学連携の推進

施策 22 市民参画の拡充



林野火災
関連施策

・被災者からの声の
受け止め

1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
市民 行政	まちづくりに参画する。 協力し合いながらまちづくりに取り組む。	「まちづくり活動に参加している(積極的に参加したい)」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	33.3	36.6	40.0

2 現状

○市民が参加しやすい懇談会やワークショップ等の運営と手法の改善

- ・市民の多様な意見を市政に反映させるため、住民対象の説明会や懇談会を開催したほか、地域づくり、まちづくりのためのワークショップ等を開催しています。
- ・各種計画策定の過程で広く市民等の意見を反映させるため、審議会等での委員公募や、パブリック・コメントを実施しています。
- ・各種審議会・協議会等の役割や委員名簿、議事録、資料等を市ホームページで公開し、市の政策や計画に関する情報について、素案から成案に至るまでの経過を含め、市民との共有に努めています。
- ・総合計画後期基本計画策定過程において、11 地区での市政懇談会と七つのグループインタビューを開催したほか、市長との分野別座談会を開催しています。
- ・市民文化会館では、市民参加型事業を実施し、市民が文化芸術活動に参加する機会を提供しています。

○情報発信力の充実・強化

- ・市広報、定例記者会見を始め、市ホームページや市 SNS を活用し、行政情報を積極的に発信しています。
- ・市 SNS や市動画配信サイトを運用する中で、庁内各課に広聴広報推進リーダーを配置しながら、緊急情報、行政情報、市の魅力などの情報発信を行っています。
- ・市 SNS や市民提言箱、Eメール、市民意識調査などを通じて得られた市民の意見・提言に対して回答するとともに、可能な限り市政に反映させています。
- ・令和 6 年度に実施した、市 SNS を入口とした情報の配信、市ホームページのリニューアル等により、市民と行政の情報共有に係る基盤構築と機能強化を図っています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<p>○市民が参加しやすい懇談会やワークショップ等の運営と手法の改善</p>	<p>①市政への参画機会の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の様々な意見や提言を市政に反映させるため、デジタルツールも活用しながら、地区や地域などでの説明会や懇談会、ワークショップの開催、各種審議会などの委員公募、パブリック・コメントの実施などに取り組むほか、行政情報の積極的な公開・共有を図り、幅広い世代の市民の市政への参画を促進します。 ・ワークショップや懇談会等での意見について、市政への反映状況の可視化を一層推進し、市民の市政への参画意欲の向上につなげます。 ・市民文化会館では、市民参加型事業を継続・拡充し、交流や発表の場の提供を通じて市民参画を促進します。
<p>○情報発信力の充実・強化</p>	<p>②広聴・広報活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政情報の総合基地である市ホームページのほか、市SNSの活用を通じて、行政情報の発信力強化と市民の声が届きやすい環境の充実を図ります。 ・アナログとデジタルの特性を生かしながら、適時的確な広報活動による魅力発信力の強化を図ります。 ・当市の認知度及び魅力度を上げるため、大船渡ならではの地域資源を発掘し、デジタルツールを活用した当該資源の魅力発信に取り組み、シティプロモーションの推進を図ります。

施策 23 質の高い行財政運営の推進



林野火災
関連施策

・見舞金・ふるさと納税の受付
・庁内体制の整備

1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
行政・行政組織 施策・事務事業	質の高い行政サービスで市民の満足度を高める。公共施設等の保有量の適正化を進め、財政負担を軽減・平準化する。	「行政サービスに満足している」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	30.8	33.0	36.2
		施策の成果目標のうち達成できた目標の割合(企画調整課業務取得)	%	20.4	21.3	70.0
		削減した公共施設の面積(財政課業務取得)	m ²	9,637	10,936	15,950

2 現状

○社会情勢に迅速に対応する行政運営

- 行政改革実施計画により、行政評価を活用してP D C Aサイクルを運用し、事務事業の改革・改善や施策の重点化、事業の選択と集中を進めています。
- 災害への対応、社会情勢の変化、行政ニーズ等を勘案し、組織機構の再編に取り組んでいます。
- 行政課題の複雑化・高度化に対応する多様な人材の確保を図るため、動画やブログを活用した職員採用情報の発信強化により応募者拡大に取り組んでいます。

○外部委員による行政評価結果の予算編成等への反映・活用

- 外部委員による行政評価を踏まえた行政経営方針を策定し、予算編成等に反映しています。

○スマート自治体の実現に向けた取組の推進

- 基幹系・各種行政情報システムの更新や国のシステム標準化に関する取組を推進するとともに、外部専門家である市デジタル推進アドバイザーや市最高デジタル変革責任者補佐官、庁内横断のプロジェクト・チームを設置し、D X戦略により、市民・行政・職員のD Xを推進しています。
- 業務改善運動と職員提案制度を通じた業務改革・事務改善に取り組んでいます。

○公共施設の効果的・効率的な運営手法の検討

- 公共施設等総合管理計画に基づき、公共建築物やインフラ施設の計画的で適正な管理とコストの平準化を図るとともに、予防保全や民間活力の活用などの運営手法の検討を進めています。

○財政運営の一層の選択と集中

- 行政評価を通じて事務事業の成果や課題を可視化し、重点施策に予算を重点的に配分しています。
- 市税等の収納率向上に向けて、地方税統一Q Rコードを活用したキャッシュレス納付の推進により、収納手段の多様化を図るとともに、着実な滞納整理により債権管理の適正化に取り組んでいます。
- 補助率の高い国・県補助金や交付金の活用のほか、交付税措置率の高い地方債の導入を進め、可能な限り財政負担の軽減に努めています。
- 財源の確保と財政運営の効率化を図るため、ふるさと納税・企業版ふるさと納税制度を活用した寄附の促進に取り組み、着実に寄附件数・金額が増加しています。
- 大船渡市債券運用指針を踏まえて、安全性や流動性の確保及び収益性の均衡に配慮しながら債券による基金の運用を積極推進するなど、自主財源の確保に努めています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<ul style="list-style-type: none"> ○社会情勢に迅速に対応する行政運営 ○外部委員による行政評価結果の予算編成等への反映・活用 ○スマート自治体の実現に向けた取組の推進 	<p>①効率的・効果的な行政運営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政改革実施計画の推進により、行政評価により大船渡市総合計画の進捗を適切に管理し、事業の見直しを行うとともに、その結果を予算編成や組織の最適化、事務執行体制の適正化に反映させます。 ・庁内業務のデジタルシフトを進めつつ、創造的に課題解決に取り組むDX人材の育成・確保を推進しながら、「書かない×ワンストップ業務」の拡大や「行かない窓口」を始めとする行政手続の効率・高度化を推進し、スマート自治体による行政基盤の確立を図ります。 ・D（デジタル）を前提としたD+（デジタルプラス）にくわえ、X（トランスフォーメーション）に挑戦し続け、日々急速に進化する生成AIなどを積極的に活用し、あらゆる分野でのDXを推進します。 ・多様な人材を確保しつつ、自治体規模に応じた効果的で効率的な行政組織の整備を図ります。 ・職員のワーク・ライフ・バランスに配慮し、効率的、かつ、柔軟な働き方が可能な環境の整備を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の効果的・効率的な運営手法の検討 ○財政運営の一層の選択と集中 	<p>②健全な財政運営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市税等の適正、かつ、公平な賦課及び徴収に取り組み、債権管理の適正化を推進するとともに、受益者負担の観点から、使用料や手数料の適正化を推進し、積極的に自主財源の確保を図ります。 ・行政評価の結果に基づき施策の重点化を図るとともに、財政計画等の見通しを踏まえ、限られた財源を重点的、かつ、効率的に活用します。 ・公共施設等総合管理計画・個別施設計画の推進により、トータルコストの縮減や財政負担の平準化を意識した進行管理を行いながら、施設等の適正規模・面積を目指すとともに、公共建築物及びインフラ資産の機能維持を図ります。 ・土地・建物等の公有財産や基金などを有効活用するとともに、活用が見込まれない施設については適切な時期での処分を進めます。 ・統廃合に伴い閉校となる学校教育施設について、大船渡市立小・中学校施設の閉校後の利活用に関する基本方針を踏まえて、地域の意向を伺いながら、利活用について検討を進めます。 ・補助率の高い国・県の補助金・交付金や交付税措置率の高い地方債など、より有利な財源の確保・活用に努めます。 ・ふるさと納税・企業版ふるさと納税制度の趣旨を踏まえ、魅力あるお礼品の充実・開発や地方創生の取組とのマッチングを通じて、寄附の拡大・促進を図るとともに、寄附者の意向に沿った分野への活用を図ります。

施策 24 広域・大学連携の推進



1 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				R5	R6	R12
関係自治体 広域的団体 高等教育機関等	連携して広域的に課題を解決する。	「広域的な連携や交流が市民サービスの向上に役立っている」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	19.2	22.3	25.0

2 現状

○広域連携の取組の推進

- ・気仙広域連合（当市、陸前高田市、住田町）、大船渡地区環境衛生組合及び大船渡地区消防組合（当市、住田町）、さらに、岩手沿岸南部広域環境組合（当市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町）等の広域行政団体において、介護認定、し尿処理、消防・救急、ごみ処理等の業務を共同処理しています。
- ・広域連携の重要性を共有した上で、令和元年度に当市と住田町で定住自立圏を形成し、互いの地域特性やスケールメリットを生かした圏域の活性化に取り組んでいます。
- ・三陸沿岸都市会議、岩手三陸連携会議、さらには、道路整備の促進等を目的とする広域連携団体に参画し、広域的な共通課題の解決に向けて、国・県に対する要望活動等を展開しています。

○I L C実現に向けた取組の推進と機運醸成

- ・I L Cの実現に向け、市内のI L C推進団体等の連携を図ることを目的に、意見交換や情報共有等を行う場として、大船渡市I L C推進協議会を設置・運営するとともに、I L C実現建設地域期成同盟会や東北I L C事業推進センター等の関連団体に参画・連携しながら、機運醸成等に資する各般の活動に取り組んでいます。

○高等教育機関等との連携

- ・当市と連携協力協定等を締結する北里大学との間で、同大学が当市に設置した海洋生命科学部附属三陸臨海教育研究センターを拠点として、学生による実習や調査・研究、研究者の学術交流が行われています。
- ・包括協定を締結した大学を始めとする高等教育機関との連携を通じて、市民向け講座の開催や地元企業の研究開発、学生による地域交流など、地域の人材育成や産業振興、地域の魅力向上を図っています。

3 課題と基本事業

課題	基本事業
<ul style="list-style-type: none"> ○広域連携の取組の推進 ○I L C実現に向けた取組の推進と機運醸成 	<p>①広域連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連合や一部事務組合で共同処理の効率化を図りながら、広域連携の取組を推進し、住民サービスの向上に努めます。 ・共通課題を抱える市町村との連携強化を図るとともに、定住自立圏による取組を積極的に推進します。 ・関係自治体やI L C推進団体等と連携してI L C計画の情報収集に努めながら、積極的に誘致活動に取り組むとともに、I L C実現を見据えて受入環境の整備を図ります。 ・様々な広域連携団体への参画により、共通課題の克服に向け、共に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ○高等教育機関等との連携 	<p>②大学等との連携の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の資源（ヒト・モノ・コト）と大学等とをつなげ、産業や教育・文化、まちづくり、人材育成など多様な分野における協働と交流を促進し、地域の活力向上と関係人口の拡大を図ります。 ・大学等との共同研究の支援や研究成果の活用促進を通じて、産学官の連携を推進し、地域産業の活力向上につなげます。

資料編

- 1 大船渡市総合計画審議会条例
- 2 大船渡市総合計画審議会委員名簿
- 3 市長の諮問及び大船渡市総合計画審議会の答申
- 4 大船渡市総合計画策定委員会設置規程
- 5 大船渡市総合計画策定委員会名簿
- 6 大船渡市総合計画策定委員会専門部会設置要綱
- 7 大船渡市総合計画策定委員会専門部会名簿
- 8 大船渡市総合計画策定の主な経過

1 大船渡市総合計画審議会条例

	平成11年3月12日	条例第2号
改正	平成12年3月15日	条例第1号
改正	平成14年3月18日	条例第14号
改正	平成23年3月22日	条例第2号
改正	平成24年9月25日	条例第28号

(設置)

第1条 大船渡市総合計画について調査審議するため、市長の諮問機関として大船渡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 民間団体の代表者
- (3) その他必要と認められる者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(協力の要求等)

第7条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月12日条例第2号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月15日条例第1号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月18日条例第14号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日条例第2号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第28号）

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

2 大船渡市総合計画審議会委員名簿

[敬称略]

区 分	所 属	職 名	氏 名	備 考
知識経験者	岩手県立大学総合政策学部	教授	吉 野 英 岐	
	司法書士畠山博史事務所	司法書士	畠 山 博 史	
民間団体の 代 表 者	大船渡商工会議所	会頭	米 谷 春 夫	
	大船渡市農業協同組合	代表理事組合長	猪 股 岩 夫	
	大船渡市水産振興連絡会	会長	和 田 豊太郎	
	一般社団法人大船渡市観光物産協会	会長	齊 藤 俊 明	
	社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会	会長	刈 谷 忠	
	大船渡市地区公民館連絡協議会	会長	大和田 洋太郎	
	一般社団法人大船渡青年会議所	理事長	鎌 田 智	
	一般財団法人大船渡市スポーツ協会	会長	鈴 木 利 男	
その他必要 と認めら れ る 者	特定非営利活動法人こそだてシップ	事務局長	伊 藤 碧	
	特定非営利活動法人おはなしころりん	理事長	江 刺 由紀子	
	男女共同参画審議会	会長	及 川 由里子	
	キャリアパートナー	代表	今 野 良 子	
		障害者福祉従事者	今 野 留 美	
	LOVE大船渡プロジェクト実行委員会	委員長	佐々木 陽 代	
	大船渡小学校	教諭	志 田 知 美	
	大船渡・住田定住自立圏共生ビジョン懇談会	委員	中 村 純 代	
		防災士	新 沼 真 弓	
公募		新 沼 滉		

3 市長の諮問及び大船渡市総合計画審議会の答申

企 第 65 号
令和7年6月6日

大船渡市総合計画審議会
会長 米 谷 春 夫 様

大船渡市長 瀧 上 清

大船渡市総合計画2021後期基本計画の策定について（諮問）

大船渡市総合計画2021前期基本計画が令和7年度をもって満了することから、大船渡市総合計画2021後期基本計画の策定に当たり、大船渡市総合計画審議会条例第1条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

令和8年1月19日

大船渡市長 渕 上 清 様

大船渡市総合計画審議会
会長 米 谷 春 夫

大船渡市総合計画について（答申）

令和7年6月6日付、企第65号で当審議会に諮問がありました大船渡市総合計画2021後期基本計画について、審議した結果、別冊のとおり取りまとめましたので答申します。

4 大船渡市総合計画策定委員会設置規程

	平成16年5月12日	訓令第6号
改正	平成19年3月30日	訓令第11号
改正	平成21年11月11日	訓令第5号
改正	平成23年4月1日	訓令第5号
改正	平成23年7月1日	訓令第15号
改正	平成24年3月28日	訓令第17号
改正	平成26年4月1日	訓令第2号
改正	平成27年3月23日	訓令第21号
改正	平成27年9月24日	訓令第37号
改正	平成30年3月26日	訓令第9号
改正	令和2年3月19日	訓令第16号
改正	令和3年3月17日	訓令第4号

大船渡市総合発展計画策定会議設置規程（昭和50年大船渡市訓令第2号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 大船渡市総合計画（以下「総合計画」という。）策定のため、大船渡市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）総合計画策定に係る調査及び研究に関すること。
- （2）総合計画案の策定及び調整に関すること。
- （3）その他総合計画策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員会に、委員長1人、副委員長1人を置き、委員長には副市長を、副委員長には教育長をもって充てる。
- 3 委員は、市長部局の部長等、議会事務局長及び教育次長をもって充てる。

（職務）

第4条 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、その目的により委員の一部をもって開くことができる。
- 3 委員長は、必要に応じて会議に関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（専門部会）

第6条 委員会に、専門事項の調査研究及び総合計画案の作成のため、専門部会を置く。

（報告）

第7条 委員長は、総合計画案を策定したときは、市長に報告しなければならない。ただし、必要に応じて、策定の中間においても、その経過を報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年5月12日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第11号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月11日訓令第5号)

この訓令は、平成21年11月11日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日訓令第5号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月1日訓令第15号)

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日訓令第17号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日訓令第2号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日訓令第21号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月24日訓令第37号)

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日訓令第9号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日訓令第16号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月17日訓令第4号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

5 大船渡市総合計画策定委員会名簿

[敬称略]

	区 分	職 名	氏 名	備 考
1	委員長	副市長	藤 枝 修	
2	副委員長	教育長	小 松 伸 也	
3	委 員	企画政策部長	松 川 伸 一	
4	〃	総務部長	新 沼 晶 彦	
5	〃	協働まちづくり部長	佐々木 義 和	
6	〃	市民生活部長	安 居 清 隆	
7	〃	保健福祉部長	藤 原 秀 樹	
8	〃	商工港湾部長	富 澤 武 弥	
9	〃	農林水産部長	山 岸 健悦郎	
10	〃	都市整備部長	長 岩 智 徳	
11	〃	上下水道部長	今 野 稔	
12	〃	議会事務局長	山 田 宏 基	
13	〃	教育次長	山 口 浩 雅	

6 大船渡市総合計画策定委員会専門部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、大船渡市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、大船渡市総合計画策定委員会設置規程（平成16年大船渡市訓令第6号）第6条第1項の規定により設置する専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画策定に係る専門事項の調査及び研究に関すること。
- (2) 総合計画案の作成及び調整に関すること。
- (3) その他総合計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 部会の名称は、次のとおりとする。

- (1) 産業振興・交流部会
- (2) 保健福祉部会
- (3) 教育文化部会
- (4) 都市基盤部会
- (5) 防災安全部会
- (6) 環境部会
- (7) 行財政部会

2 各部会は、部会長、副部会長及び部員をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 部会長は、各部会を総理し、各部会を代表する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 各部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

2 各部会の会議は、その目的により部員の一部をもって開くことができる。

3 部会長は、必要に応じて会議に関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報告)

第6条 部会長は、総合計画案を作成したときは、総合計画策定委員会委員長に報告しなければならない。ただし、必要に応じて、作成の中間においても、その経過を報告するものとする。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年9月25日から施行する。

7 大船渡市総合計画策定委員会専門部会名簿

[敬称略]

	職名	氏名	所属部会						
			産業振興・ 交流	保健 福祉	教育 文化	都市 基盤	防災 安全	環境	行財政
1	企画調整課長	阿部 貴俊	●	●	●	●	●	●	◎
2	秘書課長	佐々木 晋一							●
3	デジタル戦略課長	炭 釜 秀一							●
4	総務課長	佐々木 崇							●
5	防災管理室次長	伊藤 晴喜					◎		
6	財政課長	花崎 誠				●			○
7	税務課長	山下 浩幸							●
8	三陸支所長	佐藤 二美							●
9	市民協働課長	菊地 正展		●					
10	生涯学習課長	平野 辰雄	●	●	◎				
11	市民環境課長	新沼 優		●			●	◎	
12	国保医療課長	佐々木 直央		○					
13	地域福祉課長	佐々木 由紀子		◎					
14	こども家庭センター所長	川内 利誉		●					
15	長寿社会課長	佐々木 卓也		●					
16	健康推進課長	藤田 一枝		●					
17	商工企業課長	伊勢 徳雄	◎						
18	港湾振興課長	大和田 達也	●			●			
19	観光交流推進室次長	古内 弘一	●					●	
20	農林課長	佐藤 雅基	●			●			
21	水産課長	鈴木 宏延	○					●	
22	建設課長	金野 道程				◎	●		
23	住宅管理課長	三浦 寛基				○			
24	土地利用課長	伊藤 喜久雄	●			●			
25	下水道課長	森 正						●	
26	水道課長	新沼 秀樹				●			
27	会計管理者	橋本 邦彦							●
28	林野火災対策局次長	大和田 智	●				●		●
29	教育総務課長	山口 浩雅			●				
30	学校教育課長	佐藤 和生		●	○		●		
31	気仙広域連合衛生課長	八巻 雅之						●	
32	気仙広域連合介護保険課長	八巻 雅之		●					
33	大船渡地区消防組合消防本部消防課長	佐々木 剛					○		
34	大船渡地区消防組合大船渡消防署長	新沼 晃					●		
35	大船渡地区環境衛生組合事務局長	舞良 重徳						○	
◎：部会長 ○：副部会長 ●：部会員			9	11	4	8	8	7	9

8 大船渡市総合計画2021後期基本計画策定の主な経過

年月日	項目
令和6年5月20日	令和6年度第1回大船渡市総合計画策定委員会及び第1回総合計画策定委員会専門部会
9月26日 ～翌年1月17日	新たなまちづくりに向けた市政懇談会
10月8日 ～11月7日	分野・階層別グループインタビュー
令和7年1月23日 ～2月13日	市民意識調査の実施
2月7日	令和6年度第2回大船渡市総合計画策定委員会及び第2回総合計画策定委員会専門部会
6月6日	第1回大船渡市総合計画審議会
7月14日	令和7年度第1回大船渡市総合計画策定委員会
8月22日	第2回大船渡市総合計画審議会
9月26日 ～9月30日	令和7年度第1回大船渡市総合計画策定委員会専門部会
10月8日	令和7年度第2回大船渡市総合計画策定委員会
10月27日	第3回大船渡市総合計画審議会
11月11日	市議会全員協議会
12月3日	令和7年度第3回大船渡市総合計画策定委員会
12月24日	第4回大船渡市総合計画審議会
令和8年1月19日	総合計画審議会から市長へ総合計画について答申
1月27日	市議会全員協議会
2月4日 ～2月18日	パブリックコメントの実施
3月17日	令和8年市議会第1回定例会で議決